

洞爺湖町議会令和3年12月会議

議事日程(第2号)

令和3年12月13日(月曜日)午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	越前谷 邦夫 君	2番	大久保 富士子 君
3番	篠原 功 君	4番	大屋 治 君
5番	立野 広志 君	6番	五十嵐 篤雄 君
7番	千葉 薫 君	8番	今野 幸子 君
9番	下道 英明 君	10番	石川 邦子 君
11番	板垣 正人 君	12番	大西 智 君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋 敏春 君	副町長	武川 正人 君
総務部長	佐野 大次 君	経済部長	若木 渉 君
洞爺総合支所長	高橋 秀明 君	総務課長	高橋 謙介 君
危機管理室長	仙波 貴樹 君	税務財政課長	藤岡 孝弘 君
住民課長	後藤 和郎 君	健康福祉課長	高橋 憲史 君

健康福祉 センター長	末 永 弘 幸 君	観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君
産業振興課 長兼新型コ ロナウイルス特別 対策室長	原 信 也 君	環境課長	佐々木 勉 君
上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君	庶務課長	兼 村 憲 三 君
農業振興 課 長	片 岸 昭 弘 君	洞爺湖温 泉支所長	金 子 信 之 君
会 計 管 理 者	金 子 真 優 美 君	教 育 長	皆 見 亨 君
管理課長	天 野 英 樹 君	社会教育 課 参 事	角 田 隆 志 君
社会教育 課 長	野 呂 圭 一 君	代表監査 委 員	山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	書 記	阿 部 はるか
庶務係	木 村 暁 美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、11番、板垣議員、1番、越前谷議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、6番、五十嵐議員から4番、大屋議員までの4名を予定しております。

初めに、6番、五十嵐議員の質問を許します。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） おはようございます。6番、五十嵐でございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

当町のコロナワクチンの2回の接種も80%を超え、国内、道内においては、感染者数が驚くほど、どうしたのだろうと思うくらい少ない、いいことなのですが、少なくなってきています。胆振管内においても、ほとんど発生を見なくなりました。しかしながら、デルタ株からオミクロン株へとウイルスが変異し、再び流行するのではないかという危惧があるところでもございます。今までどおり、感染予防に努めていかなければならないだろう、このように思っているところでございます。

かつて人類が経験したことのない、極めて重大なことから、私も一般質問で1年以上にわたってこのコロナ関連の質問をさせていただいておりましたけれども、比較的落ち着いてきているということもありまして、今回はとりあえずコロナ関連の質問をお休みさせていただいて、地域の課題を中心に今回は質問をさせていただきたいと思っています。

まず第1点目でございます。1点目といいますか、大きい項目としては1点でございます。住み続けられるためのまちづくりについてということで質問させていただきます。

この項目は、実はSDGs、17項目の目標テーマを掲げてある11番目の項目と同じタイトルになっております。このSDGsのこの理念というのは、皆さんもうご承知だと思いますけれども、企業や各自治体で将来の計画づくりに基本的な理念として取り扱われているものでございます。持続可能な開発目標というふうに定義づけられているものでして、持続可能な未来づくりのために新しい取組を行おうというようなところでございますので、そういう

意味では今までとは違った新しい発想での取組だというふうに理解されているところであり
ます。当町においても、課題を一つ一つ解決することも、新しいものをつくるだけではなく
て、今の課題にしっかり取り組んで解決していくということも、持続可能なまちづくりの一
つになるのだろうという思いからこのタイトルをつけさせていただきまして、幾つか
の課題について質問をさせていただくところでございます。

町は、今までも、特にSDGsというまでもなく、持続可能、継続ということをずっと意
識して行政執行に当たってられたというふうに思っておりますけれども、より一層、このS
DGsという理念を強く意識することによって、改めてレベルの高い行政ができるのではな
いかというふうに思っておりますし、何て言いますか、基本計画、まちづくり基本計画なん
かも、従来の取りまとめ方から、むしろこのSDGsの17の項目に基づいて基本計画を立て
ていくなんかというのも一つの考え方なのではないかな、なんて思っているところでござい
ます。

住み続けられるということを考えたときには、衣食住、それから生活基盤、健康、インフ
ラ、教育、人間関係等々が整っていることが重要だということでございます。そのことを踏
まえて、今回は、ちょっと課題として、地域医療、教育環境、地域おこし協力隊の3項目に
ついて、今課題となっていることを中心に伺ってまいりたいと思います。

そこで、1番目の地域医療体制の維持についてでございます。実は、11月の洞爺地区に広
報と一緒に配布されました戸別の配布の資料の中で、歯科診療所の運営撤退についてとい
う案内がございまして、その中には、概略といたしますか、ある程度の経緯や今後のことにつ
いても示されておりましたけれども、地域としても少し大きな課題だなということで、今回取
り上げさせていただいております。もう少し説明をしていただいたほうがいいなというこ
とで質問するわけですが、地域で唯一の歯科医院ということもありますので、その影響がす
ごく懸念されているところでございます。洞爺地区で診療所が閉鎖することになりましたけ
れども、まずもって設置されたときの経緯や、その目的等についてまずお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） ただいまの洞爺地区の歯科診療所での設置された経緯、目的につ
いてのお尋ねでございます。

まず、これにつきましては、町民の健康保持に必要な歯科医療を提供するために、昭和58
年1月に、当時の洞爺村が歯科診療所を設置し、診療業務を委託運営してきたところでござ
います。公の施設の管理運営に関しましては、地方自治法の一部改正により、直営または指
定管理者制度により行わなければならないとなりました。このことにより、これまでの委託内
容だと、指定管理者制度にはそぐわないという形のため、歯科診療所、洞爺歯科診療所条例
を廃止することとし、これまでと同様の地域医療を確保するため、業務委託を担ってきた現
在の歯科医師が、平成20年4月から開設者となって運営されてきたところでございます。し
かし、令和3年10月に、歯科医師ご本人から歯科診療所の運営から撤退の申出があったと
ころでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 個人経営という形でもございますので、それぞれ個々の、何て言いますか、都合があれば、それは強制的にというか、必ずしもとどめておくということは、なかなか難しいのかもしれませんが、年内をめどに閉鎖をしたいという申出でございますので、このことについては受け入れざるを得ないのかなというふうに思うところでございますけれども、やはり地域に一つしかない歯科だということで、学校であるとか、乳幼児、並びに一般の患者の皆さんがやはり困るだろう、何らかの影響を受けるのだろうということを考えますと、次の質問にも移ってまいりますけれども、まずこの閉鎖せざるを得なくなった要因、これは個人的なことでするので細かいことまでは求めませんが、どういう状況のために閉鎖せざるを得なくなったのかということと、閉鎖することによって与える地域への影響についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 経営状況及び閉鎖の原因についてというご質問でございます。また、地域に与える影響というところでございますけれども、現在の経営状況につきましては、歯科医師1人体制にて管理運営している状況でございます。また、受診者数は、開設当初から年々減少傾向にあり、経営も難しい状況にあるというふうに聞いております。閉鎖する要因につきましては、1人体制や、年齢等による体力的な問題が大きく、そのほか、受診者数の減少に伴い、経営を圧迫したことが原因となっているところでございます。

歯科医師におかれましては、受診されている方に対し一定の処置を終わらせていること、また受診者の通院しやすい歯科医の紹介等の対応をしているというふうにも聞いております。町といたしましても、診療所撤退により、これまでの診療所での一般診療及び往診や学校医等への影響があるというふうには受け止めているところでございます。これらを我々のほうといたしましても十分重く受け止めているところであり、今後しっかりと、ここに関しましては方向性を示していきたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 今、兼村課長のほうからも一部ございましたけれども、学校関係でございます。学校関係につきましては、影響でございますけれども、洞爺保育所及び洞爺小学校並びに洞爺中学校の歯科健診を、これまで洞爺の歯科診療所の医師にお願いしてございましたので、令和4年度以降における歯科健診について、新たな歯科医師にお願いする必要が生じているところでございます。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 先ほど議員のほうからご質問のございました乳幼児に対する影響でございますけれども、このたびの歯科診療所の閉鎖に伴います健康福祉センター所管の業務の影響についてでございますけれども、洞爺地区にお住いの1歳から就学前の幼児へのフッ素塗布事業、ございます。これが石川先生にお願いしてございましたことか

ら、令和4年2月以降のフッ素塗布事業につきまして、新たな歯科医師にお願いする必要があるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。学校に関しては、やはり通常の医療の部分では、学校医という形で設置しなければいけないというふうに多分なっていると思いますので、この件についても早急に手だてをする。またフッ素乳幼児についても、新たな歯科の方といえますか、お願いするというところでございますので、その部分については3番目の質問と絡んできますので、めどがついているかどうかも含めて、この3番目の質問の中でもう1回伺おうと思いますけれども、では、やはりその辺の課題についてどう解決していくのかということでございます。かつて、今、ふるさと交流センターには、洞爺診療所という普通の医療の診療所がございまして、上にある総合病院の出先みたいな形でスタートした経緯もございまして、このことも形状のことだとは思いますが、閉鎖をせざるを得なくなったという状況があります。

どうしてもこの小さな地域で、医療の体制が整わないということは、皆、住んでいる人にとってみて、本当にここで住み続けられるのだろうかというような疑問に思うところですので、この課題の解決に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、診療所のことについては、バスを運行をすることによって、上にある病院まで、交通手段のない方についてはバスで行けるという形を取って対応しているということもありますけれども、この歯科診療所の閉鎖についてのこの課題の解決、どのように取り組んでいくのか。タイムスケジュールだとか、そういうのも含めてお伺いしたいと思いますが、何かこの案内の中にも、総合支所からのお知らせということで、ご意見をお聞かせくださいという意見を伺うような案内もされているようでございますので、この意見等が寄せられていることがあれば、今までの中であれば、それもお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 課題解決に向けて、どのように取り組んでいくかというご質問でございます。

現在の取組につきましては、洞爺地区内におきまして回覧で周知しているところでございます。アンケート調査、また、水の駅などに意見箱を設置、さらには地域担当職員制度を活用して、自治会の意見や反応などを確認し、さらには各種団体に対し意見を聞き取りするよう行っているところでございます。

今後は、意見集約を進めながら、改めて自治会等へ報告を行い、地域住民の意見を踏まえて協議し、方向性をしっかりと示していきたいというふうに考えているところでございます。また、現時点でのこのアンケート調査に関しましては、件数といたしましては、団体含めて21件のアンケートを頂いているところでございます。その中では、主に、実生活上は特段問題はないというようなご意見、また、状況を考えると仕方のない、やむを得ないというよう

な声があるというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 先ほど歯科診療所閉鎖に伴います課題について答弁させていただきましたけれども、小児の医療、それと学校医が不在になることに伴います保育所児、それと小中学校の児童生徒に対するその課題解決に向けた取組の内容についてでございますけれども、町内の歯科医師で構成します洞爺湖町地域歯科医療協議会というのがございます。石川先生含めまして5名の歯科医師の先生で構成されてございますが、この協議会の会長にお会いをしまして、今後の1歳から就学前の児童へのフッ素塗布事業、並びに保育所や小中学校の児童及び生徒の歯科健診を含めました洞爺地区の子供たちへの歯科業務全般につきまして、教育委員会とも連携の下、ご相談をさせていただきますまして、同協議会に所属の4名の歯科医師のいずれかの先生にお引き受けをいただくことで、現在調整をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。今、まだアンケートの途中でしょうから、これ以上はちょっと無理かなと思いますが、恐らく今年度中、3月ぐらいまでには何らかの結論が出て、対応ができるというふうに理解をさせていただきましたので、しっかりそのアンケートの内容を吟味すると同時に、やはり意見を聞くということはとてもいいことだと思いますので、これは、そのこと自体はよろしいと思うのですが、この件についてはそうかもしれませんが、いろいろな意味でとてつもない、とてつもないと言ったら変ですが、大きな要望であったり、不可能なことまでも意見として述べられても困ることもあるだろうと思いますので、基本的には意見を伺うにしても、行政側としてしっかりある程度の基本的な考え、これを多分持っていないと駄目なのだろうと思っております。あえてここではそのことについては伺いませんけれども、基本的な考えがある中でアンケートを取り、対応するのだというふうに理解をさせていただきたいと思います。

ちなみにですが、このアンケートの結果にもよるかもしれませんが、どういう結論が出るかというのも分かりませんが、今、仮に閉鎖ということになって、この地域に、洞爺の地域に歯科診療所がなくなるということになったときに、今ある施設と機材等がどうなるかちょっと気になっていたのですが、ちょっと通告してございませんけれども、仮のことなので答えようがないかもしれませんが、その辺の活用のことと考えていかなければいけない。建物とか機材の処理、処置だとか活用だとかというのを考えていかなければいけないかなと思ってますけれども、考え方だけでも結構ですけれども、もし答弁できるのであればお願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋総合支所長。

○洞爺総合支所長（高橋秀明君） 現在の建物についての考え方なのですが、まず現時

点で石川先生が申出していただいた時点、10月21日だったのですけれども、その時点で先生もすごく真摯にいろいろなことを考えていただいて、事前に継続して対応していただけたところを探していただいていたというような状況でございます。ただ、その歯科、今の状況を考えて、継続誰かしてくれるというような方がいらっしゃらないということも聞いて、先生から聞いているところでございまして、なかなかそういう部分では、あの場所において歯科診療所を継続するというのはなかなか難しいのかなというふうには現時点で思っておりますが、今の時点では基本的にアンケートを取って、意見を集約して、どのような意見があるのかということをもとに集約していきたいというふうには考えているところでございます。その上で、その後の建物の施設等については、ある程度歯科診療所の結果を踏まえて考えていきたいというふうには考えているところでございますが、なかなかその建物自体も老朽化しているというようなどころでございまして、その辺を活用していくのか、取り壊すのかという部分については、改めてきちんとを検討していきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） ありがとうございます。いずれにしても、地域の人たちに混乱を招かない形で、いい方向で対応していただきたいということをお願いをしておきます。

次の教育に関わる環境の整備や支援についての質問に移らせていただきます。

まず二つございまして、給食センターの関係と学習の意欲に関しての二つの項目についてお伺いをしてまいります。

合併して15年ほどでしょうか。経過いたしますけれども、洞爺、虻田に、それぞれ給食センターがありまして、現在もそれぞれ地域の小中学校に給食を作り、対応しているというところでございますけれども、かねてからこの給食センターの在り方について、合併後の協議事項といたしますか、どういうふうにするのかということが課題として残されていたというふうに記憶していますし、地域の声がなかなか一本化といたしますか、行政としては、効率やいろいろな面で、一つの施設として運営したいという気持ちもお持ちなのではのでしょうか、その辺も含めて協議をしなければいけないという状況になっていたかと思えます。そのことで、この議会でも同僚議員から、給食センターについての質問がかつてあったようにも思います。

その中で、今、そのことについての検討委員会が立ち上がっていて、検討が進められているというふうに聞いております。また、一部父兄の方から、これ洞爺地区のことですが、食育の観点からも、給食のメニューそのものについての維持ができるのかどうかを懸念する声もちょっとあるというふうに伺っています。そういったことで、今検討が進められていっておりますけれども、今現在のこの進捗状況についてと、また、先ほど申し上げましたように、給食そのものについての要望が出ておるようでございますけれども、この辺についてもどう対応していかれるのか、このことについてお伺いをいたしたいと思えます。

それで、ちょっとさっき言い忘れたのですが、町長にも最後に総括してお伺いしたいと思いますので、そのときにご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 初めに、検討委員会の立ち上げに関する経緯から、まずご答弁させていただきます。

洞爺湖町の学校給食につきましては、虻田町と洞爺村の町村合併当初から、それぞれの町、村で稼働していた虻田給食センター及び洞爺給食センターを新町洞爺湖町へ引継ぎ、2施設体制でこれまで運営してきたところでございますが、児童減少数の大幅な減少や、施設、設備の老朽化など、給食センターを取り巻く環境が大きく変化する状況を踏まえ、また合併協議会での合併協定書に基づく検討の必要性や、役場内の組織である行財政改革推進委員会での意見などを踏まえ、効率的な施設運営や子供たちへの安全・安心な給食の提供を行うため、洞爺湖町学校給食センターの統合を含めた今後の方向性を検討するための検討委員会を立ち上げ、学校給食センターの課題に関する調査検討を行い、提言をいただくとなっているところでございます。

検討委員会の委員の構成でございますが、虻田地区、洞爺湖温泉地区及び洞爺地区の3地区を考慮し、小中学校の校長から3名、小中学校のPTA会長5名、自治会長2名及び公募委員1名の合計11名の構成となっているところでございます。

次に、これまでの検討状況、内容の概要でございますが、一つ目として複数案の比較検討ということをお願いしてございまして、①現給食センターの活用法としての改修案、二つ目としまして、現洞爺給食センターの活用としての改修案、三つ目としまして、新たな給食センターの開設、新築案、4としてこれら3案以外に検討したほうがよいと思われる案がございましたらということで、この4案ということで、複数案の検討をお願いしているところでございます。

大きな二つ目としまして、これら比較検討するに当たっての視点、考え方でございますが、一つ目として、防災の観点から、各案は、有珠山噴火防災マップに示されている山頂噴火及び山麓噴火の危険区域予測図の範囲外であること。また、洞爺湖町津波ハザードマップに示されている浸水想定区域図の範囲外であること。さらには、土砂災害ハザードマップに示されている土砂災害危険箇所図の範囲外であることに留意していただくこと。それから、二つ目といたしまして、アレルギー対応と現在、学校給食に求められていることに対応できる施設であること。三つ目としまして、運営経費の削減効果が見込まれるものでの案の検討。四つ目としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の収入の大幅な減少が見込まれることから、事業費の軽減を念頭に据えて、各案の検討などをお願いをしているところでございます。

次に、これまでの検討状況でございますが、これまでに3回開催されてございます。検討内容の概要としましては、一つ目として、虻田給食センター及び洞爺給食センター施設の概要。二つ目としまして、給食提供の状況。三つ目としまして、食育指導の状況。四つ目とし

まして、学校給食センター決算状況等。五つ目としまして、胆振管内の調理上の状況。六つ目としまして、有珠山噴火、山頂噴火、山麓噴火の危険区域予測図、津波浸水想定区域図、土砂災害危険箇所図の確認。七つ目といたしまして、現在遊休地となっている町有地の確認ということで、1,500平米から2,000平米程度の一団地があるかどうかの確認。八つ目としまして、洞爺地区で開催された学校給食の今後の方向性に対する検討委員会、情報交換会について。それから、九つ目としまして、学校給食センターに係る比較検討などとなっているところでございます。

また次に、給食そのものについての要望が出ているようだがということでのご質問に対する答弁でございます。初めに、本年8月11日に洞爺地区で開催された学校給食の今後の方向性に対する意見交換会、情報交換会についてでございますが、教育長、管理課長及び担当課長が出席してございますが、この場における洞爺地区保護者から出されました主なご意見としまして、一つ目としまして、地元の食材を使った給食を継続してほしい。二つ目としまして、食育教育、テーブルマナーなどを継続してほしい。三つ目としまして、仮に合併したとしても、双方のよいところを取り入れてほしい。四つ目としまして、ハード面もそうだが、ソフト面の議論を望むなどとなっております。検討委員会では、これら洞爺地区保護者から出されました意見等について、第2回目の検討委員会で協議を行い、多くの意見が出されましたが、仮に合併したとしても、双方のよいところを取り入れてほしいのご意見については、全く同感であるとの賛同の意見が多くを占めたところでございます。

第3回目の検討委員会では、第2回目の検討委員会での協議を踏まえ、検討委員会としての考え方を取りまとめ、決定したところでございます。その内容でございますが、仮に合併したとしても、双方のよいところを取り入れてほしいとの意見や、ハード面もそうだが、ソフト面での議論を望むとの意見等を踏まえ、ソフト面については、当委員会とは別の場において改めて議論を深めていくことが望ましいと考えることから、教育委員会として、その方向で今後検討を進めていただきたい。よって、当委員会は、当初、教育長から依頼を受けた内容に沿って、当町の学校給食センターの課題に関する調査検討を行い、統合を含めた今後の方向性について取りまとめを行うこととするというものでございます。このことから、教育委員会としましては、現在の検討委員会において引き続き検討を進めていただいて、一定の方向性についての取りまとめの上、提言をいただくとともに、食育教育や給食内容等のソフト面においては、新年度に新たに別の検討委員会を設けて議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この第3回目の検討委員会の議事のその他で、令和3年11月12日付で、洞爺の給食を考える会という団体から、検討委員会委員長宛てに給食センターに関する要望書を検討委員会委員が同団体から預かってきた旨の発言があり、同要望書をコピーの上、委員及び傍聴者の皆さんに配付をしたところでございます。要望の内容は3点ございまして、一つ目として両給食センターの使用が可能な限りは、現状維持を希望します。2点目としまして、児童数の減少、有珠山噴火の影響、虻田給食センターの老朽化など、諸般の事情により、虻田給

食センターの使用が困難になった場合は、洞爺給食センターに統合することを要望します。

3点目としまして、今後の給食センター及び給食費に関わるソフト面の課題検討に対しては、別プロジェクトを立ち上げ、プロジェクトメンバーに私ども洞爺の給食を考える会を入れていただけるよう要望しますというものでございます。本件要望書の取扱いにつきましては、委員長から次回委員会において、事務局から出される資料を含めて話題にしていくことでどうかとの提案により、委員全員が了承し、次回の検討委員会で取り扱うこととなっているところでございます。

いずれにしましても、教育委員会としましては、学校給食センターを含めた、統合を含めた今後の方向性の検討につきましては、保護者をはじめ関係各位に皆さんとともに、丁寧な議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） るる、その状況についての説明をしていただきました。細かいところまではちょっと分かりませんが、今、ご報告を、答弁を受けた中で、私はかつてない委員会が行われているのだな。かつてないというのは失礼かもしれませんが、特にこういう委員会というのは、どちらかと言うと行政側で提示されたものを認めるような委員会が多い中で、いろいろな意見が出て、また検討委員の皆さんも、それに対して真摯にお答えをして対応しているというのが、今、この進捗状況の中での報告で見受けられました。本当にいい検討委員会がなされているのだなというふうに思われました。

そこで、今後何回か続く中で、きちっとした方向性がどうか、報告がされて、それに基づいて行政のほうでしっかりとその結果をとるか、形をつくっていくのだらうと思えますけれども、おおむねいつ頃までにこの報告がまとまって決まるというふうに考えているのか、その日程だけお知らせください。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 今後の検討委員会の日程でございますけれども、年明けにあと2回開催予定となっておりますので、年度内に提言をいただくこととなっているところでございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。その結果を待って、私どももその報告を見て、どういう、行政としてどう対応するのか、そのことについて注目させていただきたいと思えます。

次に、この教育の環境の整備の支援という中で次の質問ですが、学習の意欲を向上させるために行われている学校外での学習についての現況についてということと、学習塾の誘致であるとか、支援をする考えはないかという質問でございます。

義務教育においては、学校でいろいろなことを学ぶと思えますけれども、私は学力が、学力至上主義ということではありませんけれども、やはり学校というところは、第一義的には学ぶ、学力をつける、学力を理解する、学力を理解すると言うと変ですね。学力をつけると

ころだというふうに私は理解をしています。しかし、学校はいろいろなことがありますので、行事や何かありますので、学力をつけていただくのが一義的とはいえ、基礎的なことがやはり中心になるというふうに思いますので、ある程度以上の学力を学校に求めるのは、多分無理なのだろうというふうに、私自身は理解をしているところでございます。

そんなことで、この今年の5月に行われた学力テストの結果の公表が道教委のほうからなされてまして、私、新聞記事でしかその情報を得てはいないのですけれども、まず胆振全体として全国・全道と比べてどうか、そして、この胆振管内の各市町別に、3市3町別に、それぞれの町・市が全道と比べてどうか、全国と比べてどうか。これ、単純に比較すればいいということではないですけれども、やはりある程度の学力のレベルを評価するといえますか、判断する上では貴重なデータだろうというふうに私も理解していますし、その市町別の中に、今度はこの町の中で学校別に、それぞれ道平均と比べて、全国平均と比べてということになるかと思えます。結果は見てみますと、やはり下回っているというのが現実になっております。

このことについて、道教委は、学校外の、学校以外での学習時間が都市部とこの地方、地方といえますか、町村部というのですか、そちらとの比較をしてみると、圧倒的とは言ってなかったですが、少ないと。やはり都市部のほうが学校外の学習時間が長いということの評価になっておりまして、ではそれは何が要因なのかということでは、やはり塾とか家庭教師とかというのが、そういう学習機会が都市部には圧倒的に多くて、町村部には少ないのだということが原因の一つというふうに指摘をしております。これは、何て言いますか、要望とか通達とかということにはなっていないようすけれども、道教委としても、公設民営型の塾の設置なんかも促しているというような記事が書いてありましたけれども、そういう通達はないのかもしれませんが、その辺も含めて、この現況と学習塾の誘致のことについてお伺いをしたいと思います。学習塾の誘致等は、もし担当者のほうではちょっと難しいようでしたら、教育長のほうから直接答弁をいただければと思います。

○議長（大西 智君） 野呂社会教育課長。

○社会教育課長（野呂圭一君） 現在、社会教育課におきまして推進しております学校外での学習事業につきましては、2点ございます。1点目といたしましては、小中学生を対象といたしました地域未来塾で、虻田地区は、教育指導専門員と地域支援ボランティアのご協力により毎週月曜日、洞爺地区は、洞爺親子塾のご協力によりまして毎週水曜日、学習支援ソフトが使えるタブレット端末を活用した学習支援や、児童が持参しました宿題ですとかドリルなど、一人一人がやりたい項目を学習する個別指導形式によって学習支援を推進しております。課題といたしましては、タブレット端末の寿命が過ぎておりますため、事業を推進するためには、機器の計画的な更新が必要になっているということでございます。現在の地域未来塾の登録人数は、虻田地区が15名、洞爺地区が23名となっております。

2点目といたしましては、アイヌ民族共生拠点施設、ウトウラノを活用しましたIT遠隔教育授業でございます。高校受験を控えました町内の中学3年生を対象といたしまして、現

役東大生がオンラインでライブ授業を実施してございます。

内容といたしましては、講師が一方向的に話すビデオ授業とは異なりまして、生徒がその場で質問をしたり、講師が適宜答えることができるライブ授業のため、参加者の評判も高く、講義がとても分かりやすい、学力テストの点数も上がったなどのご意見もいただいております。課題といたしましては、中学1年生からの登録について希望が多いのですが、学習支援ボランティアの中に学習支援員の人数が少ないため、現在のところ事業を拡大するのがなかなか難しい状況となっております。現在の登録人数は、22名となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） まず、当町の子供たちの学力の現状について、その点からご説明させていただきます。

全国学力学習状況調査というものは、文部科学省のほうで、平成19年度より日本全国の小中学校の最高学年、いわゆる小学校6年生と中学校3年生を対象に、毎年学力学習状況調査を実施しているところでございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして学校が臨時休業となったところから中止をしたところでございますけれども、今年度また再開をしたところでございます。

この調査の目的というのは、ご存じかというふうに思いますが、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析をして、教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としているものでございます。

当町の今年度の調査結果につきましては、先日、報道機関等でも発表されたところでございますけれども、小学校では、平均正答率が国語は全道・全国と比較して低いのに対しまして、算数は大きな差がなくなっているところでございます。また、中学校では、平均正答率が、国語は全道・全国とそれほど差がない反面、数学においては、全道・全国と比較して10ポイント低い、特に関数の落ち込みが激しいというような調査結果でございました。この結果を受けまして、今後の取組といたしまして、学力階層の底上げのために分かる授業のための具体的改善点を明確にして、教員が一体となって取り組むこと、それから、校内研修を充実をさせ、授業改善のための教員の指導力向上を図り、互いに切磋琢磨する意識をつくり出すこと、三つ目に、これがちょっと大事なところなのですが、保護者の理解と協力の下に、ふだんや土日の家庭学習の質と時間を充実させること、特にうちの子供たちは、ゲームで遊ぶ時間が他の町と比べて多い。このことから、家庭学習の時間が少ないというような現状、これが大きなところかなというふうに私どもとしても認識をしているところでございます。

議員がご指摘のとおり、学校での学力というのは、あくまでも基礎的なところというふうなお話もございましたけれども、学校の対策として今行っているのは、習熟度別学習という

ことで、学力のある子とそうでない子をクラスを二つに分けて、その授業の科目にもよりますけれども、そういった習熟度別の学習ということも実施をしているところでございます。それをすることによって、子供たちが自分の行きたい高校、それから将来目指すべき自分の職業、これらを的確にその時点で把握をしながら勉強していくのかな、私どもとしては、本当に子供たちの学力を向上させるために様々な学校も授業改善を行っておりますけれども、いずれにしても、学校も努力をして学力を向上させているというようなところでございます。

今度は、学校外ということの学力向上の部分になってくるかというふうに思うのですけれども、先ほど担当課長のほうからも説明させていただきましたが、当町には、未来塾、それから親子塾、さらにはICT遠隔授業ということで、様々な行政の取組、学力向上対策を現在も行っているところでございますけれども、民間の事業所による学習塾というところでございますけれども、これにつきましては、地方自治体を抱える現代社会における課題、そして、今お話ししました学習塾が充実していないというような現状がございますけれども、これは、主に建物の借上げ料や光熱費等の固定費、それから教師や事務員等の人件費を含めて、企業としての収益がやはり見込めないというようなことが、学習塾が地方進出を妨げになっている課題ではないのかなというふうに思っているところであります。このような状況の中で、地方自治体が学習塾を誘致する場合、公共施設の無償提供のほかに、学習塾運営に関する業務委託料や、生徒が集まらない場合の人件費や、その他固定費の最低保障など、多くの条件と財政的負担が伴うことが予想されているところでもございます。そういったところで、先ほどから申しております当町独自の学校外での学力向上対策、これらをより一層強化・拡大をしていくことが、まずは現時点では先決かなというふうに思っているところでございます。

また、当町には、民間の学習塾が既にごございます。そういったところも考慮しながら、やはり考えていかなければならないのかなというところから、議員ご指摘の塾の誘致については、大変理解するところではあります。現時点でその方向ということは考えていないというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 学校外での学習ということで、それぞれ未来塾、親子塾というご紹介がありました。あと、現役東大生によるオンラインによる云々というのがございました。この東大生によるオンラインの授業については、大変、父兄や子供たちの評判がいいようで、もっと1年生だとか、早くからやりたいということ、ただ、それがウトゥラノでやられているということがありまして、これも、地域のことをごちゃごちゃ言うつもりはありませんが、洞爺地域でも、しっかり充実したそういうことができないのか。それは、ひょっとしたらその支援員や指導員がないということなのかもしれませんが、その辺は逆に言うと、一つの問題解決、課題解決ということで今、学習塾、公設民営のやつが今すぐというのなかなか難しいという教育長の答弁ございましたので、今のオンラインや未来塾、親子塾をもっと

充実させるという意味でも、希望する子供たちに拡大していく。そのためにはどういうことが必要なのか。タブレットの更新なのか、それらを全部含めて、トータルとして、学校外での学習の強化にぜひ努めていっていただきたいというふうに思います。

この、何て言いますか、学習公設民営、この塾の開設については、いろいろどんなところがやっているのか調べてみましたら、ふるさと納税で大きなお金といますか、財源を確保している町は、もう積極的に取り入れているのです。この町も、洞爺湖町も職員が視察に行かれた上士幌町だとか白糠町、これはもう、ふるさと納税で物すごく評判になっているというか、注目されている町ですが、その財源が教育に充てられるということもあるのだと思いますけれども、こういった塾を開設しているという。だから、何て言うのでしょうか、うまく回る町というのはうまく回っているのだなというふうに思いましたので、財源の確かに厳しさはありますけれども、今すぐにはなくてもいいですが、将来に向けて、ぜひ公設民営の塾の検討も、既存の民間の塾のことも考慮しなければいけませんけれども、ぜひ考えていっていただきたいなということをお願いして、次の質問に、今、時間の関係もありますので、次の質問に移らせていただきます。

地域おこし協力隊の役割についてというところでございます。これちょっと、住み続けるためのとはちょっと関係ないのですが、将来のまちづくりにとって大事だということで同じ項目の中に入れさせていただいたのですが、当町で活動されている協力隊の歴代いろいろありますけれども、今現在活動されている方の状況、それからその人たち、もちろん応募、公募に応募して望んで来られているということは分かるのですが、十分な待遇がされているのかどうかということでお伺いするわけですが、これ総務省の事業で、この地域協力隊の概要ですと、一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、地域への定住、定着を図る、そういう趣旨ですから、いろいろな団体の要望に応じて、この町として、協力隊員の方々を応募して、そちらに行っていていただいて活動していただくというのは、趣旨どおりに行われておるわけでございますけれども、これは、次の3番目や何かの質問に絡んでいきますので、まず活動状況と対応が十分なのかどうか、これだけを先に伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） それでは、地域おこし協力隊の活動状況のほうから。現在、当町では、4名の協力隊の方々が、洞爺湖町商工会、洞爺マルシェ、洞爺湖漁協、洞爺まちづくり観光協会などで支援活動を行いながら、地場製品の販売促進やPR活動、地域の魅力の情報発信などの活動を行っているところでございます。また、毎月1回、報告を兼ねまして、協力隊員同士の交流や情報交換、相談等を実施しているところでございます。

次に待遇の面でございますけれども、当町の協力隊の待遇ですけれども、月額の基本賃金としては18万円、期末手当としては、会計年度職員同様、支給率年間1.45か月の支給、それ

ぞれ社会保険、これは厚生年金、健康保険、雇用保険、あと、そのほかに有給休暇、特別休暇の付与、賃貸住宅につきましては、家賃を月額5万円を上限に補助、それと自主活動に伴う自家用車の使用に対する借上げ料、これが1万5,000円です。また、情報発信に伴う通信費、パソコン等の借上げ料として月額2,000円を支給しており、近隣市町村と比較しましても遜色ないような待遇となっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。ちょっと心配していたのですが、意外と言ったら失礼なのですが、待遇としてはそんなに遜色がないなというふうに理解をいたしました。ただ、これは交付税で措置される形になってますので、決められた経費については国からしっかりいただけるということになるのだと思いますけれども、仮にですが、町独自で上乗せしている部分等があるのか。また、この制度を使っている以上は、そういうことは例外的なものはいけないというか、やっては駄目ですよというふうに言われているのかどうか、この辺はちょっとどうなのでしょう。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 地域おこし協力隊の待遇の面で町独自で上乗せ等はあるのかということでございますけれども、当町としては、内容的には遜色ないというふうに考えておまして、独自の上乗せというものはしておりません。以上です。

これはやってもいいのかということです。活動経費等については、特別交付税の対象経費以外の部分、町独自での部分については、それは算定にはならないので、やる、やらないは町の判断で、可能であるというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。4名の方がそれぞれ配属されたところで、それぞれ活躍されているということで、せんだっての新聞でも、マルシェで何かハンバーガーのあれができたという新聞報道もございまして、私は、それぞれのところで頑張ってやっただいているなということは十分理解しておるつもりですけれども、最後に3番目のところでもう1回言いますけれども、その前にこの制度の目的は町の活性化のためにいろいろな意味で活躍していただくというと同時に、1年から3年という期間が限られてますけれども、その終了後に何とか起業をしたりですとか、この町に住み着いていただくとかというのも、これもまた目的の、この制度の目的の一つになっておりますけれども、今までの協力隊の方々の中で町内に定住されたり起業されたりした、その辺の実態といいますか、実績について、お分かりになっている範囲で結構ですけれども、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 現在までの定住や企業の実態ということでございます。

現在まで14名の協力隊が着任し、4名は現職で活動しており、10名の隊員が退任しております。そのうち4名、10名のうちの4名の隊員が定住しております。1名が町内で起業、2名が町内事業所に就業、1名が町外事業所に就業している状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 今、14名いらして、4名は今活動中、10名のうち4名という、4割の方が何らかの形でこの町に関わっていただけるということは、当初の目的を達成しているというふうに判断をしてもいいのかなというふうに思います。当然、その起業する際の制度も何か100万円でしたか、200万円とか、これも総務省のほうで起業にいった場合には支援するような制度もあるようですし、当町でもチャレンジショップ事業だとか、そういうことで支援することもあるようでございます。

ただ一つ、これ提案なので、答弁は結構なのですが、やはり建物や何かを造ったり、ここで起業するためには、やはり有効な土地が必要なのではないかなと。だから、これは起業に限らず、住むにしても、できたら町有地をうまく活用する。賃貸するなり、売却するなり、この辺の方法も今後とっていく必要があるのではないかなというふうに思いましたので、これ提案ですので答弁は結構ですけども、この辺も考えていただけたらいいなと。総括で町長からお話があるかもしれませんが、その辺も考えていただきたいなと思います。

最後に3番目の質問になりますが、客観的な視点でまちづくりに積極的に関わり、提案、実行してもらうには、目的をしっかりと示した上で募集採用したらどうかということでございます。

総務省のガイドラインに沿って、真面目にと言ったら変な言い方ですけども、協力隊の活動をしていただいているということは、私も理解しましたし、正しい活用の仕方だというふうに評価をしているところでもありますけれども、これ以上期待するのは無理なのかなと思いますけれども、中には、やはりもっと違うことで頑張りたいと思っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。隊員個々の知識であるとか経験、能力をもっともっと隠されたものがあって、もっと発揮してもらえないのかなという大きな期待があるがゆえにこの質問しているわけですが、各団体からの労働力の提供と言ったらちょっと簡単に言い過ぎるかもしれませんが、それを求めるだけの隊員募集ではなくて、町の将来に向け、先ほど言いましたSDGsではないのですけれども、持続可能なまちづくりのための計画づくりに何か寄与できるような形で携わってもらえないものだろうかということなのですが、この3番目の質問についていかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 募集採用のときの考え方ということでございます。

先ほど議員も申しましたとおり、総務省のほうではガイドラインを出しております。最終的には、定住、定着を図る取組につなげてほしいということでございます。

当町におきましても、地域おこし協力隊を募集する際には、募集要項に、支援事業所ごとの支援活動の内容を明記してございます。また、応募提出書類には、履歴書のほかに、地域おこし協力隊の活動目標レポートとして、地域おこし協力隊に生かしたい私の能力と将来、洞爺湖町でどのように起業、就業したいかの二つのテーマとして、1,000字程度のレポートを提出していただいてもらって、洞爺湖町でのビジョンを示していただき、面接時にその内容についても質問等を行って採用しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） ここで、最後に総括で町長に最後の締めを取っていただきたいと思うのですが、特に医療関係で洞爺地域の、何て言うのでしょうか、合併後、そういった診療所がなくなるというのは、今回は影響がそんなにないようでございますけれども、合併当時、町長も大変、洞爺の地域には力を入れていただいて、率先していろいろなことに取り組んでいただいた経緯も、私は存じ上げておりますし、かつては、洞爺地域に1日町長室も設置していただいて、一定の役割を果たしたので今はやられてませんが、目をかけていただいたことはあれですけれども、町長はいつも、いい地域で本当に素晴らしい地域なのだと、素晴らしいことは強調してはいますが、なかなか地域の継続維持については、なかなか難しいところがある。この辺も含めて、この洞爺地域の活性化も含めたことのお話、それから学習塾のこと、それから今の協力隊の活躍等も、できたら総括でお話ししていただければと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） いろいろご提案していただきました。まず最初に、その地域医療体制の維持の関係でございますが、石川先生におきましては、本当に歯科医師として約30年にわたり、当町の医療福祉関係に本当にご尽力していただいたな、心から今までの経緯につきまして、お礼と感謝を申し上げるところでございます。何回か、僕も石川先生とお話をさせていただきました。洞爺に温泉病院ができると。その折に素晴らしい先生がいる、石川先生もこの地域の出身だということで、隣の壮瞥町の関係でございますけれども、お世話になった地域で地域に恩返しをしたいということで、当時、委託ということで、全て町で建物、医療機器等も含めてご用意をさせていただいて、先生に来ていただいた。残念ながら、地方自治法の一部改正によって、指定管理等との関係にもなってしまったわけでございますけれども、一時期は、やはり相当の方がこの診療所を使われていたというお話も聞きました。ただ、仕事が皆さん忙しくなると、夏場はやはりちょっと客が途絶えるのですよね、冬の閑散期にやはり農家の方がお見えになることも多いのですということで、地域には、石川先生、石川先生と慕われて、本当に貢献をしていただいたかなというふうに思っております。ただ、石川先生も、やはり年齢を重ねてきたということと、お一人で暮らしていらっしゃるということ、さらには、札幌近郊のお友達の先生のほうで、ぜひこっちのほうに来ないかというお誘いもあったみたいでして、将来のことを考えると、やはりそちらのほうで、自分の健康状態等と

の関係もあり、検討しているのですというお話があったときには本当に残念だなとは思いましたが、本当にこれまで頑張っていたものに対して、本当に敬意と感謝を申し上げるところでございます。

また、今、私ども、教育委員会を中心として、その先生のなき体制につきまして、今、町内の歯科医師の先生方といろいろ協議をしていただいております。何か今、話を聞いておりますと、いい方向に向かっているというふうなことで聞いておりましたので、例えば保育所、あるいは小学校の医療体制については、このまま、石川先生がやってくれたような医療体制が確保できるのかなというふうに思っております。ただ、一般の方につきましては、やはりどうしても診療所で診療してもらわなければならないという部分がありますので、そこら辺につきましては、今後どういうふうな形でこの町のほう、本町のほう、あるいは町外に通っている方もいらっしゃるようでございますので、そこら辺の対策は、ちょっと検討していかなければならないなというふうに思っております。

また残された建物等々については、これはさっき、総合支所長が答弁しておりましたけれども、やはり地域の皆様のご意見を聞き、拝聴しながら、何らかの形で貢献できるようなものにしていけばいいのかな。ただ、昭和の50年後半に建てられた建物でございますので、かなりやはり老朽化している部分があるかなというふうに思っておりますが、そこら辺のことも含めまして検討していかなければならないだろうというふうに思っております。

2番目の給食センターの今後の在り方でございますけれども、こちらのほうも教育委員会を中心として、以前からいろいろ検討をしていただいております。先ほど議員のほうからもお話ありました、検討会の内容等について、本当に意義ある検討をしていただいているなど、私どもも考えております。そんな中、仮に検討結果が出たにしても、実際、今度は運営するとなれば、いろいろな面で、経費の面ですとか、場所の面ですとか、難しい問題も多々出てこようかなとは思いますが、それは、また議会のほうにもご報告をさせていただきながら、よりいい方法に持っていければいいかなというふうに思っております。

ただ、食育の関係も出ておりました。今洞爺の給食センターは、以前からすばらしい内容だというふう聞いておりましたし、何回か地域の学校関係のものでも表彰されたりしていたというふうにお聞きしておりました。ただ、最近のこちらのほう、虻田地区の給食センターも、非常にすばらしい給食を出しているということで、保護者の方からも、何と云うのでしょうか、非常によくなっているよというお言葉をいただいているというふうに聞いております。以前は、給食のご飯も、栄養管理の面から、衛生面から、温度を一旦温かく炊き上げたご飯を温度を低下して各学校に配らなければならなかったというものもあったようございますが、今、温食管というのでしょうか、そちらのほうもすばらしい向上になりまして、温かい給食を各学校のほうに届けているというふうにも聞いておりましたので、何とかこれら、それぞれの学校。特色ある食育関係をやっていてくれたのかな。

ただ、どちらの建物にしましても、虻田の建物については、かなりやはり老朽化してきている。噴火災害も経験している。その都度、補修をやらせてもらってきたわけございま

すが、いかんせん、やはり老朽化してきている。それから、洞爺のほうにおきましては、やはり規模が小さい。虻田のものを向こうに持っていったときに、かなり拡張しなければならない等々の関係もございます。本来でいけば、どこか中間地点のところに、今の食域を考えると、双方がすばらしいものを持ち寄って、いいものを取り入れていけばいいかな。であれば、中間層でもいいのかな。これは勝手な思いでございますけれども、思っておりましたが、またさらには、何か広域的にできないだろうかなということも考えてみましたが、なかなかやはり大変な作業でございます。今、まずは検討結果が出た段階で改めてまた検討をし直してみようかなというふうに考えているところでございます。

また、次に教育に係る環境の整備支援対策でございますが、先ほども聞いておりました、地域未来塾を中心として、いろいろな方々がこのボランティアで参加をさせていただいているという中で、タブレットが何か期限切れだとかというお話もありました。こちらのほうにつきましては、順次更新の準備をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

何と言いましても、子供は未来の宝、そして、その子供たちが将来の洞爺湖町を担っていくというふうなことになりますと、子育てについては、しっかりした対策を講じていかなければならないだろうというふうにも思っております。今、新しくできましたウポポイのウトラノの中で東大生が学習の支援をさせていただいておるということで聞いておりますが、虻田地区あるいは洞爺地区、それぞれオンラインで授業に参加をさせていただいている。その内容が、授業内容が、それぞれ受けている生徒のほうの感想でございますけれども、非常に分かりやすいというふうに今聞いております。

こちらのほうにつきましては、今のかかる費用等について、アイヌの交付金事業、これを受けてやらせていただいております。これはこれで交付金事業でやらせていただいておりますので、人数が多くなれば、何とか拡大をしながら、それは国交省の内閣府担当のほうにもお話をしてきましたので、それはそれでいいのですが、その後、では終わった後どうするのだと。補助金、交付金が終わった後どうするのだということにつきましては、真剣にやはり考えていかなければならないかな。そのときの一つの財源となるのが、やはりふるさと納税だろう。私ども、自主財源として特定財源、例えば固定資産税ですとか、いろいろな町独自の財源があるわけですが、これはもう、大体年間決まっております。新しい施設でもできれば、どんどんできていけば別ですけれども、なかなか厳しい状況があると。そんな中、やはりふるさと納税、こちらのほうにもっともっとやはり力を入れていかなければならないなというふうに思っております。そんな中、今、町村会の会長をやっておられます白糠町の棚野町長と1回お話をしまして、ぜひ私ども職員をそちらのほうに派遣ささせていただきたい、しっかり今取り組んでいる内容等々についてお話を聞かせていただきたいということで、白糠町、あるいは上士幌町、こちらのほうに職員を4名視察で出しました。帰ってきた職員の話を見ると、今までふるさと納税携わってきただけでございますが、目からうろこが落ちたというくらい本当にすごい取組をしておりましたということで、これは何とかやはり

そういう知恵を利用しながら、私どもの町でもふるさと納税を少し力を入れて対応していく、それが結果的には自主財源につながってきて、いろいろな子育て、あるいは福祉の関係で使える要素が出てくるということから、やはり何としても、それは頑張っていかなければならないな。

今、さきの行政報告でもさせていただきましたが、前々年から比較しても、遜色ない、いわゆる、下手したら今現在1.5倍くらいになるのではないかな。前々年度の1.5倍近くまで伸びていくのではないか。これはまだ、とっかかりでございまして、これからやはりどんどん、これを推し進めていかなければならないだろう。そこで、先ほど来お話が出ておりました地域おこし協力隊、今現在、私どもの町に14名の方が応募されてきてまして、4名の方が就業され、携わって、地域おこし協力隊として携わっていただいている。4名がいろいろな部署に今、町内、町外で頑張っておられましたけれども、4名のほかに1名が町外のほうに出ていって、私どもで携わっていたような事業を今やっただいていっている。ひとつくりにも貢献できたのかなというふうにも思っております。そんな意味でも、やはり地域おこし協力隊を新たに新年度、令和4年度でさらに入れていかなければならないな、特にこのふるさと納税に関する職員、地域おこし協力隊という職員を何名か取りあえずは入れて、そしてその状況を勘案しながら、これはいいものなのということになると、もっと人数を増やすだとかということも考えていかなければならないだろう。

北海道の先進地で、いわゆるふるさと納税に携わる地域おこし協力隊、これを聞いてみたところは、かなりの数が入っているという部分でもお聞きしました。ただ、残念なのは、今、担当のほうからもお答えさせていただいたのですが、国から来る財源が特別交付税だということになっております。計算上はちゃんとなっているのですが、支給につきましてはルール外のところ入ってきております。ルール内ということになりますと、12月の予算ということになるのですが、ルール外のやつがルール内とルール外と合わせて、3月に補正されてきます。総務省のほうに確認しましても、なかなかその内訳が明確でないというか、これに何ぼ出ているのだというのがなかなか難しいところもございまして。特別交付税は、市の場合は国と直接、市が取り扱うわけですけれども、町村の場合には、都道府県が一旦中に入ります。その中で都道府県のさじ加減によって交付される部分もございまして。そこら辺がなかなかちょっと私どもも見えにくいところがあるのですが、いずれにしても、この地域おこし協力というのは、非常に今現在、私どもの町にとってもありがたい制度でございまして、これはやはり活用しない手はないだろうというふうに思っております。

とにもかくにも、こういうものを利用しながら、そして、ふるさと納税をさらに充実しながら、入ってきて拝頂したその金額、財状については、地域のために何とか役に立てれるようなものにしていきたいというふうに考えているところでございまして。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで、6番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を11時35分といたします。

(午前 11 時 22 分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午前 11 時 35 分)

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に、9 番、下道議員の質問を許します。

9 番、下道議員。

○9 番（下道英明君） 9 番、下道英明でございます。

今回の一般質問、健康福祉のまちづくり、質の高い行政サービスに向けてをテーマに質問をさせていただきます。時間が若干中途半端なので、恐らく前半と後半ということで、お昼をまたぎながら質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今年には実に57年ぶりとなる日本国内でのオリンピックが開催されました。日本選手団は、過去最多となる19競技で58個のメダルを獲得して、華々しい活躍を遂げました。しかし、新型コロナウイルス感染ということで、初めての無観客の開催を強いられる中、国際オリンピック委員会（I O C）が、たばこのない五輪を掲げており、今回の東京五輪パラリンピック組織委員会でも、競技会場の敷地内については、加熱式たばこも含めて全面禁止したところでございます。この全面禁止に大きく寄与したのは、ちょうど3年前の改正、健康増進法の一部が施行されて、いわゆる受動喫煙防止の観点から、人が集まる学校、病院、公共施設での敷地内喫煙の原則禁止によるところでございます。

そこで、人が歩き、集い、交流が生まれる、町民が暮らしやすくなったと実感できるまちづくりへの提言の一つとして、今回は喫煙する本人より害があると言われている公共の場所での受動喫煙についてをお伺いをさせていただきます。

喫煙されている方も多いと思いますが、たばこに火をつけたときに、その煙自体はいわゆる副流煙、そして喫煙者が吸い込むのを主流煙と呼んでいますが、この副流煙というのは、有害物質が主流煙に比べて2倍から3倍も高い濃度で有害物質が含まれていると。これを吸わせるのが受動喫煙です。世界保健機構（W H O）では、受動喫煙が死や病気、障害を引き起こすことは、科学的に明白に証明されていると規定しております。

実は、私も20歳から40歳まで、ちょうど今年、私、還暦60歳になりましたが、40歳まで20年間吸って、またちょうど20年間、禁煙したところでございます。そして、今現在に至っているのですけれども、ちょうどたばこをやめて20年たちますけれども、ちょうど7年前ですか、がんの啓発のボランティア活動、これリレー・フォー・ライフという活動がありまして、それに私、参加させていただいて、その中で、健診イベントで、幸いにもヘリカルCTという、ぐるぐるらせんでやる健診があるのですけれども、それで見つかりまして、早期に肺に腫瘍が見つかりました。幸い、開いてみたら良性腫瘍だったので、放射線治療もしなければ、肺がん、いわゆる抗がん剤治療もしなくてすんで、何とか術後6年ちょっとたっているわけ

ですけれども、おかげさまで術後6年たって、今のところ、元気に活動しております。ただ、やはり早期発見がなければ、私もこの議場にいなかったのではないかと、そんなことを思っております。

そこで、洞爺湖町では、この受動喫煙防止対策、いわゆるたばこ対策の担当というのはどこで行われているのか。まずは最初、冒頭の質問とさせていただきます。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 今、議員のほうからご質問のございました件でございますけれども、平成30年に健康増進法の一部が改正されてございます。望まない受動喫煙の防止を図るために、多くの方が利用する施設の区分に応じまして、施設の利用の一部を除きまして喫煙を禁止し、施設を管理する方が行うべきについて定められてございます。

ご質問の件でございますけれども、まず公共施設につきましては、第一種施設とされまして、学校、児童福祉施設、それと病院や行政機関の庁舎などがございます。敷地内は禁煙とされてございまして、屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場合に、喫煙場所を設置することができることとされてございます。責任者につきましては、各公共施設の施設管理者となります。それとまた、民間施設になりますけれども、第二種施設とされてございまして、工場やホテル、旅館、飲食店などがございます。原則屋内禁煙とされておまして、経営者の判断によりまして喫煙を認める場合につきましては、喫煙専用室などを設置することとされてございます。なお、責任者につきましては、各民間施設の経営する方が想定されるという内容になります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 今、答弁あったように、公共施設のほうは、区分け的には第一類施設ということで、この施設については、施設管理者が責任者ということだと思います。

次に、健康福祉と公共施設の喫煙所撤廃の再確認についてということに移らせていただきます。実はこの一般質問、平成29年、2017年3月議会で、今は亡き七戸輝彦議員が行っております。そこの当時の議事録、ちょうど僕も七戸先輩議員の質疑を聞かせていただきました。七戸さんは、健康福祉と公共施設の喫煙所撤廃の再確認について、次のように当時の議事録を追っかけていきますと、要旨を述べております。当時の議事録では、役場庁舎内には、自主的に喫煙所がある。これは、町長の言う健康福祉のまちづくりに反するものではないか。そういう質疑をしております。質問しております。また、役場庁舎内の敷地内は、全て禁煙とするべきでは、その他の公共施設の喫煙所の状況についても、全廃を提案しております。

七戸さん、この議事録読んで、僕も思い出しました。私に5分の時間をください。そして、七戸さんの病状についてお話ししながら、この病魔に侵されながらも、町民の健康を案じて、せめて公共施設からの受動喫煙による健康被害が及ばないように、受動喫煙防止について、町長の姿勢についてを問い直し、あれからちょうど4年9か月のときが過ぎました。まずは、この七戸さんが一般質問した中で、当時はちょっと課長とか、副町長も違うし、部長も当然

違っているのですけれども、この質疑の内容から、事前にこれだけはちょっとヒアリングで、この冒頭のやつを利用しますよとは課長には言っているはずなので、ちょっと確認していきたいと思いますが、七戸さんは、一般質問で、1階に福利厚生室と表示された部屋を喫煙所になっているが、東京オリンピックを迎えるに当たり、庁舎内の禁煙所を撤廃し、庁舎内、敷地内の全部を禁煙にすべきと提案をいたしました。議事録では、当時の総務部長、伊藤さんですか、が答弁では、庁内3か所ある喫煙所については、平成22年の労働省通達を受け、自動喫煙防止対策として1か所に限定していると。法改正はまだされていないけれども、そうですね。3年前にこれ変わったわけですから。ないですけれども、庁舎内は、早期に組合と協議して禁煙しますとありました。このような経過で正しかったでしょうか。まず、この質問。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 今ご質問ありました、その当時の議事録、私のほうでも確認してございます。そういった答弁に基づきまして、経過については間違いないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） そのようなことだと思います。庁舎内に、さらに灰皿がない、あるいはわざわざ外に喫煙所を新たに設置しない、豊浦町では既に対応しているが、洞爺湖町内でも敷地内に禁煙にすべきではと質問して、総務部長や、当時の副町長ですか、に今後検討するという答弁を、言質をいただきました。また、公共施設の中で、集会所では全面的に禁煙となっているが、なぜ役場の施設、特にこの本庁施設、洞爺支所、温泉支所で喫煙できるのか、さらに追加質問をしておりました。当時の総務部長は、48公共施設のうち、分煙は役場庁舎を含め4施設、建物内禁煙44施設、学校・保育所は敷地内禁煙であると答弁しています。この質疑答弁で間違いないのか、再度質問をさせていただきます。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 現在の庁舎の喫煙、公共施設における状況でございますけれども、本庁舎につきましては、健康増進法の改正が施行される前の平成29年4月1日から一般質問等を受けまして、庁舎内にある喫煙所は撤廃し、屋外の中で設けているような状況でございます。ほかの公共施設につきましても、一部まだ分煙というところが残っているのですけれども、それ以外については全て禁煙となっているような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 分かりました。当時の、七戸さんと町長部局とのやり取り、確認できたところですが、これから私、下道の視点に基づきまして質問させていただきます。

北海道では、受動喫煙の防止について、健康増進法改正によって、これまでのマナーからルールに、最近の言葉で言うゲームチェンジャー、場所が変わったと。環境が変わってきた

と。そういった中で、特に北海道の場合は、成人喫煙率や肺がんの罹患率、死亡率が全国平均よりも大変高い現状を踏まえ、昨年3月に北海道受動喫煙防止条例を制定をいたしました。洞爺湖町として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、また受動喫煙の防止に必要な環境の整備など、やはり総合的かつ効果的に推進することが必要だと思いますが、このような考えはお持ちでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 職員のほうが健康で働くという、働き続けるということからも、そういった副流煙による受動喫煙防止というような周知啓発というのは重要だというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 受動喫煙防止条例というのは、都道府県が基本的に制定されているところですが、それでも、北海道でも美唄市を含めて4市ですか、4市が条例を制定しているところですか。また、ウポポイの関連、やはり国立博物館があるということで、ウポポイの関連があるので、白老はそれに先駆けて、白老町受動喫煙防止対策ガイドラインというのを作成しております。大きい国立、あのようなウポポイ、国立博物館あるわけですから、当然国に準拠するような形で受動喫煙防止に対する取組をしているのですが、洞爺湖町もこの環境サミットを開催した町として、受動喫煙防止の対策のガイドラインというのを考えていけないのか、この点についてお伺いします。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 本当にたばこの関係は、私も20代の頭までちょっと吸っていたのですけれども、それからもうずっと禁煙してございます。本当に子供であるとか、それから車の中での、以前はもう、平気でたばこを吸っていたのを考えますと、それほどの、自分で回りに与えている影響というのは本当に考えないところでしたけれども、今は本当に健康増進法、それから世界の主流がそういう流れになってございます。今お話あったことについても、十分内部で検討して、前向きに、これからどういう対策を取っていけばいいのか検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） こういう質問をすると、やはり前向きにというしか言えないと思うので、選択肢がもうない、一択というやつですけれども、ただ、やはりこの議事録、七戸さんのときの見て思ったのですけれども、やはりずっと続いていくものですから、そういった点で、択一的な答弁だけではなくて、やはりずっとつながってくるので、連綿でつながってくるので、そういった点では、こういった一般質問をする中で、きちっとした精査しながら、考えていただくような、副町長に振っちゃったのがちょっとあれでしょうけれども。

あと次に、民間施設に対して受動喫煙対策への協力を求めることについてということで、先ほど末永課長のほうから、民間は民間でということでありましてけれども、ただ、やはりこういった受動喫煙防止対策、官だけではなく民もしっかりと取り組んでいかなければいけま

せん。そういった面で、この洞爺湖町としての民間に対するアプローチというのかな、そういった面の考え方があるかどうかお聞きします。

○議長（大西 智君）末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） まず民間への対応ということでございますけれども、現在の取組を含めまして答弁させていただきますけれども、町では健康教育の一環としまして、喫煙や受動喫煙による人体の影響につきまして、若い世代から知っていただくことが必要と考えてございます。町内の中学生を対象といたしまして、喫煙、受動喫煙による健康被害につきまして、授業での講話を通しまして、たばこは全身の細胞を老化させ、肺の病気やがんの病気の原因なることなど伝えてございます。

今後におきましても、町内の中学校と連携を図り、喫煙や受動喫煙への人体の影響について、健康教育につきまして引き続き実施しまして、まずは若い世代から子供たちへの健康づくりの理解を深めることができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員、今2番目の質問かと思うのですがけれども、ちょっとこれ、時間的な部分がまだあるかなと思いますので、ちょっと切りのよいところで、ここで昼食休憩を取りたいと思います。

それでは、再開を午後1時からといたします。

（午前11時53分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

9番、下道議員の一般質問を続けます。

9番、下道議員。

○9番（下道英明君） それでは、午後、お昼、昼食を挟んでということで、先ほど来、受動喫煙防止対策についてお話をさせていただいております。昼休みということで、お食事した後、僕もそうだったのですが、愛煙家というのは、この食後の一服というのが最高に気持ちいいのです。本当、気持ちよくて、お酒飲んだり、食事した後の一服というのが、本当、体の全身から喜びが出てくるのですけれども、ただ、もう私も喫煙を禁煙をして、これからちょっとまたさらに現実に戻った話でお話をさせていただきます。愛煙家の方には、大変耳の痛いところがあるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

先ほど、民間施設に対して受動喫煙防止対策、課長のほうから答弁ありましたが、さらに同じような趣旨ですが、町が主催、共催する事業においては、受動喫煙防止対策を徹底する必要がやはりあると思うのですけれども、こういったところについての考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 町が主催、共催する事業という形でございますけれども、いろいろな部署で事業のほう展開するかと思います。こちらについても、国の改正保健康増進法、あとは北海道の受動喫煙防止条例、それぞれに基づきまして、いろいろとルールが定められている部分もございます。屋外の喫煙とかということも基準等がある程度設けられている部分がありますので、そういった部分を含めて、受動喫煙防止に向けて対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 今、るる答弁ありましたけれども、路上喫煙、いわゆる歩きたばこについても言及させていただきたいと思います。

全国の約30の地方公共団体が、北海道では札幌市が禁止をする条例を制定いたしました。しかし、禁止条例を制定しても、実効性が伴わなければ、絵に描いた餅の法律、条例ということになります。やはり現実問題としては、例えばシンガポールであれば「F i n e」、二つのF i n eがあるよ、それは、「すばらしい」と、あと「罰金」という意味があるのですが、シンガポールに関しては、もう本当、大変厳しい罰金刑を、行政罰を課しているのですけれども、なかなか日本で歩きたばこで、はい、捕まえますよという話にはなかなかならない、なじまないと思います。ただ、そういった中ですけれども、やはりこの洞爺駅ですとか、あるいは洞爺湖温泉街で、最近インバウンドが少ないですけれども、歩きたばこ、こういったところが路上の喫煙の状態というのは、コロナ禍、コロナ後でも結構ですけれども、町としてはどのような認識で捉えているのかお聞きします。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 都市部において、路上での喫煙禁止されている都市があるのは、当町としても把握しているところでございます。当町には、まだそういった規制をかけるような条例等、整備されてないのが現状で、近年、当町におけるたばこ、路上たばこ、歩きながらのたばここというところも、観光地洞爺湖温泉においても、駅周辺においても、あまりそういった事例がないのかなということでは、訪れる観光客、また町民の皆様の喫煙者のマナーが一定程度徹底されて、そういう喫煙をされているところかと思えます。まだまだ受動喫煙の防止につきましては、全体の取組と、また地域の実情等、様々な事例があるかと思えますので、そういったところもしっかり先進地事例のほうも研究しながら、当町に合った、どういう対応がいいのかというのは、しっかり進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） しっかりということなのですけれども、もっと具体的に言うと、例えば洞爺駅前ですとか、あるいは洞爺湖温泉街における受動喫煙防止対策として、ある面、環境対策もあると思うのですけれども、たばこのカスとか、結構ボランティアの方が朝、清掃できれいにしているというのがありますけれども、自治会の中でも町内一斉清掃という形で。

たばこ等、ごみを拾っているというのは現状ですけれども、そういった中で、今後の取組として、例えば路上に禁煙を呼びかけるステッカーだとか、できる範囲からこういう路上のたばこ、歩きたばこに対する禁止の啓蒙活動というのができないのか、そういったところはどうか考えているかお伺いします。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今、環境サミットをやった町として、非常にポイ捨て、それからたばこ、一般の人たちのいるところでのたばこ、これらについては、非常に注意喚起含めて、どういう形でやったらいいかというのが庁内の中でも話が出てございます。今回、総合支所のほうで、キャンプ禁止等に伴う、今まではロープをただ張って、やってはいけないという表示だけだったのですけれども、やはりそれは、全町的にやはり環境サミットをやった町として、ここの町はこういう町で、何を大事にしているのかというのをきちっと相手に伝わるような形、それはピクトグラムのようにサインで伝えるのか、いろいろなことを今、検討している最中でございます。そういうことから、総合的にそのたばこのポイ捨て、ごみを持ち帰る、これらについては、特定の場所だけでなく、町全体の中で、どういう形でここに訪れる人たち、それから住んでいる人たちがこの地域を大事にしていくかということで注意喚起を促す、分かってもらえるような形のデザイン、まちづくりのデザインもその中で一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 分かりました。その中で、先ほど来、七戸さんのお話をさせていただいて、ちょうど休憩中も、七戸輝彦さんの思い出話と合わせて、七戸さん命がけでこの受動喫煙に対する思い、こういったものをさらに感じたところでございます。七戸さん、あの当時の質問の中にもありましたけれども、現実に戻って、今ちなみに、この役場庁舎内の敷地内には、喫煙箇所は幾つあるのですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 庁舎内には、喫煙場所はございません。外部のほうに2か所ほどございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 庁舎内は、もう当然禁止だけれども、敷地内ということで、具体的に2か所、どこですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 1か所は公用車の車庫の奥の所に仕切っている所と、もう1か所は、役場の掃除用具を入れる所の部分と、豊浦側と言うのですか、そちらのところにある1か所と1か所で2か所でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 要するに2か所あるということ。倉庫側のほうと車庫側のほうと、あともう一つは、この下の小屋の所ということですよ。これ、非常に問題だと思うのです。

実は、七戸さんの一般質問的に、これグーグルマップであったとき、ちょうど正面玄関からちょっと横のところ、そうしたら、その当時は小屋なかったのです。そして、実はこんなこと、何でこんな質問するかというと、虻田小学校のご父兄から私に、こんな問合せがありました。子供が登校するときは、こっちの道通っていく。けれども、下校するときに、ショートカットでこの道通って、正面玄関の横から、今言ったこの通りのところ、正面玄関の横の下りの階段通って歩いている。そうしたら、何度もその小屋のところからたばこの煙がした。匂いがする。火事ではないか。父兄が。それで、僕のところにも連絡来て、実は10月です、この話あったの。それで僕も、え、そんなのあるのと、まずは驚きました。そうしたら、確かにきれいな小屋、ありました。何なのかなと思って。本来ですと、七戸さんが一般質問したときに、普通は役場の玄関の正面の横に、こういう小屋造ること自体、僕はおかしいと思うのだけれども、喫煙、今、課長のほうが喫煙室と言った。父兄の方と一緒に中見ました。椅子一つと灰皿置いてありますよね。これは、よくないのではない。現実にはです。敷地内だけでも、正面玄関の洞爺湖町役場の顔のところの下の下がった所に小屋があって、そして、椅子があって、灰皿があるという。これ、どう考えてもおかしいよ。課長、どうしてこんなの造ったの。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） あの小屋につきましては、喫煙所のために造ったというわけでもなくて、冬期間の除雪のスコップとかほうきとかを一時的に置いておくというようなことから造って、そこで一部、喫煙もなされているというような実態があるところがございます。確かに議員おっしゃるとおり、喫煙場所、町民が通る通路に近い場所での場所となっているような部分でございますので、その辺については、改めて役場庁舎全体の屋外の喫煙場所については検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） あんまり奥歯の、何ていうの、曖昧な発言しては駄目ですよ。ここ、議会なのだから。実際に、これ考えてみたら、父兄が1番心配しているのは、例えば、何て言うの、もっとはっきり言うと、町民の皆さんにしてみたら、町長専用の喫煙室だと言う人もいます。見かけない小屋があって、この部屋の存在すら知らない職員、たばこを吸わない職員にしてみた、何なのかと。実際に作業員が、あんな正面玄関の横の小屋に入っただけで吸う。普通は、普通の一般の職員であったら、正面玄関の横の小屋に入ってなんかできないでしょう。実際に町長はじめ、私もいろいろ聞かせていただきました。

あと、もっと言うなら、議員ですから、道議会あるいは道議会議員の先生と一緒に道庁行く、総合振興局行く。その中で、局長の方が言っていました。いや、下道さん、洞爺湖町行ってよかったよ。実は、たばこ吸う所あるのだよね。町長から言われたよ。これ言えば、恐ら

く町長も誰か分かると思いますけれども。そうすると、実際にみんなから、職員の中だけでも、あるいは町長専用、町長専用の喫煙所ということではないかもしれないけれども、少なくともあの場所に喫煙室を設けていること自体が、ましてやこの一般質問、七戸さんがやったときに、七戸さん、上から怒ってますよ、きっと。これはおかしい、幾らなんでも。

総務課長が恐らく施設管理者ということで、この状態をそのまま看過していたというのはありえない。今、受動喫煙の中で一生懸命やっていて、正面玄関の横に、ましてや子供たちが通学するかもしれない。このときに掃除道具。でも不自然ではない、あんな所に掃除道具置いてあるの。それにぼこんと椅子と灰皿置いてある。これは、町民感情、たばこ吸わない職員から言わせれば、あるいはたばこ吸っている職員は一番端まで行っている。そういう距離のことはあるのかもしれない、細かいことは分かりませんが、いずれにしても、こんなことやっては駄目ですよ。今、課長のほうから、これ実際、いつ設置したの。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 設置につきましては、平成29年の4月以降だったかと、ちょっと記憶しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） そうですよ。恐らく。そうすると、七戸さんが一般質問して、あそこ部屋下のほう、改装したと。そのときに、職員は造ったと、あっち。ただ、あともう一つ、何らかの事情、力が働いているかどうか分からないけれども造ったと。ということは、もう、あれからもう5年だ。いや、4年です。そのまま放置して、もし灰皿が火事になったらどうするのですか。いや、隣、消防署だからいいよという話にならないでしょう。僕、これはどう考えてもおかしい。町長もそこで吸ったかどうか確証はあれですけども、町長、洞爺湖町役場の正面玄関、いわゆる役場の顔のところに違法な喫煙所なのです、これ基本的に。今、まさにコンプライアンスと言っているのではないですか。先週から。そうすると、やはり法令遵守、この町のリーダーなので、この辺もうちょっと、目配り、気配りしながら、これまづいよと何で判断できないのですか、町長。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 当初は用具小屋ということで設置したものでございますが、町民の皆様にご心配、あるいは議会にご心配を抱かせるようなものについては、直ちに撤去する方向でまいりたいというふうに考えています。なお、先ほど来出ております喫煙所につきましては、当初は庁舎内の一角の部屋があったと。それが、法の規制の下、屋外の主たる場所で喫煙をということで、今、担当課長のほうから、庁舎には2か所あるということでございましたので、それも今回の法改正によって、それ自体もなかなか難しい、抵触するのではないかなというものがあるということから、今、内部で検討して、庁舎外から離れた場所、たばこの愛好者も庁舎内にはまだかなりの数がおりますので、それは個人の嗜好の問題ですから、そういう場所に、ここが喫煙場所ですよという明示をして、そこで吸っていただけるような施策

を講じていかなければならないというふうに考えております。

なお、車庫内の駐車場、こちらについても通常の車庫業務に戻すと。それから、役場庁舎玄関口の横の場所については、直ちに撤去して、そして、そこにあった用具類は、別の所に保管をさせるというふうに考えていきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） これ以上あれなのですけれども、とにかく非常識、非常識、非常識だと思っています。私は、たばこを吸うことを絶対反対しているわけではないのです。先ほどから述べているように、受動喫煙による健康被害、影響防ぐために、今回、健康増進法が前回3年前改正されて、この取組が先ほど来言っているように、マナーからルールが変更して、マナーからルールになってきたよと。厳しくなってきたと。そうした中で、役場正面の入口に、誰々の喫煙所と言われている場所が、虻田小学校の通学路のそばに位置していると。そしてこれ、あの小屋の扉を開閉したときに、例えばたばこの煙だとか、タール、ニコチンだとか、一酸化炭素だとか、大量に風向きによっては流れていくかもしれない。必ずしも通学道路、通学路が付近まで達しないよと、そんなことは言えないと思うのです。

そういった面で、役場敷地内に喫煙所を残していくのであれば、今町長も言ったけれども、今回の改正の中では、ある程度推奨はしてないけれども認められています。主に町長が利用するのか、来庁する町民、来客者、職員が利用するものでも構わないのですけれども、喫煙所にやはり厚労省の指示に基づいた喫煙をすることができる場所というのを、これは課長、よく知っていると思うけれども、こういうマークを作って、きちっとこの場所で喫煙しますよと、あるいは20歳未満の人は入ってはいけないよとなれば、条例を制定する以外、この改正の健康増進法、これの趣旨の中では、まだギリ、グレーなのです。できるのです。そういった面で、こういった標識をきちっと分かりやすく設置して、例えば隙間を塞いで、排出された有害物質を浄化していくとか、無害にして、外へ排出できるような対策を取れば、ルールに基づいた受動喫煙対策であれば、これはもう正々堂々と喫煙所があれば、みんな悪いなと思いながら背中丸めて行っていくよりは、堂々と、これ喫煙所でしょう、20歳未満の人は来てはいけないのだよ、ほかのルールでやっているようなことやって、作っていけば、やはりたばこ税、洞爺湖町にとっては大変貴重な財源です。そういう面で、必ずしも愛煙家を追い出すのではなくて、ルールに基づいた喫煙所を作ることによって、そのことによって、やはり健康被害から守られるのです。こんな小屋を造って、掃除がどうのと言ったって、実際あるのは椅子一つと灰皿あって手拭いがあったら、こんな姑息な方法で、密かに喫煙所接していること自体、これ、洞爺湖町として恥です。申し訳ないけれども。

恐らくこの職員の中でもあの場所誰が使っているのか分かっている。けれども言えない。これが、先週来言っているコンプライアンスの、僕はもう一つの大きな、大きな原因の一つだと思う。ものが言えなくなるのです。申し訳ないけれども。この4年間、そこに小屋ができていくこと自体、普通は歴代の課長、部長が、いや、これまずいのではないのですかと言わなければいけないでしょう。それがたまたま今回、私がほかから聞いて、この一般質問を

取り上げさせていただいて、今すぐ撤去すると。僕はもう、当然、まだ倉庫のほうは、車庫のほうはある程度、何て言うのでしょうか、健康被害、順番もあるでしょう。けれども、この小屋は、もう来週でも今週でもいいから、即刻もう撤去しなければいけないのです。本当にこの問題、悲しいです。そういう疑いが持たれる。よくことわざにあるではないですか。李下に冠を正さず。すももの下で冠を動かしたら、ちょっと疑われるよ。あれと一緒にです。誰があ的小屋で吸っているかどうか、そういう問題ではなくて、少なくとも誤解されてしまうということ、それをぜひお考えいただきたいと思います。

先ほど、七戸さんの話しました。七戸さんが上から本当、何やってんのと言っていると思います。ぜひ、そここのところを考えていただいて、またこの関連なのですけれども、この七戸さんの一般質問、議案を僕、チェックしていったら、洞爺湖町のホームページ、この29年3月会議だけ全然ないのです、議事録。リンクが外れているのかどうか分からないのだけれども、それで結局、僕、議事録、普通だったらネットから引っ張っていくのだけれども、恐らくリンク外れたと思うのだけれども、こういった情報公開、これ課長、この29年3月の議案のやつ、リンク外れていたの、知ってました。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） いえ、承知していませんでした。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） すみません、議長。うがった見方をすれば、こういった問題もあるので、意図的に外したという、町民の方からもご連絡ありました。この、ましてや七戸さん、命かけてやったこの議事録、リンク外れているのは悲しいので、あえてこれからリンクを張っていただくことをお願いします。

次に進ませていただきます。令和3年9月議会の教育長行政報告にあるように、保育料の算定誤りでの誤過納徴収に始まって、町長の追加行政報告による同一職場での4名の問題行動、不祥事、懲戒処分がございました。そして11月、議会の町長行政報告の中でも、公営住宅料の算定誤りで多額の誤過納徴収という不祥事が、半年と言わずこの3か月間で短期間に明らかになりました。このままでは、来年の年度末までには、まだまだ不祥事が出るのではないかと、そういった本当に不安な思いで、今回、もう一度質問させていただきました。

先週、立野さん、そして千葉さんがこのコンプライアンスについてお話をされてましたが、それと違った視点からお話をさせていただきます。

不祥事の再発防止に向けて、職員が相互に信頼し、高め合える職場風土を全職員挙げてやはりつくっていかねばなりません。洞爺総合支所での今回の多数の職員の懲戒処分というのは、本当、ほかの町職員にとっても大きな衝撃と、やはり無念の思いを抱かせる事件だったと思います。今回の町営住宅料の算定誤り、また過大徴収事件というのは、これは一連の不祥事とやはり何らかの関連性があるかと思っています。

不祥事のたびに、職員に対して懲戒処分を課しているにもかかわらず、なぜ同じ過ちが繰り返されているのか、なぜ歯止めがかからなかったのか。ここに、やはり職員の意識や組織

としての大きな課題が、私はあるのではないかと考えています。法令遵守意識の欠如による倫理観、責任感の薄れ、不注意が引き起こした事務処理ミス、不適正な行動など、引き起こした当事者だけではなく、職員一人一人が我が事となるように、謙虚に、そして真摯に受け止めることをしてきたのか。役場組織として、いま一度、やはり振り返っていくということが大事だと思います。

そこで、二度とこのような不祥事を引き起こさないためにも、役場組織としての再発防止に対して見解を伺っていきたいと思いますが、先日、12月1日、議会の全員協議会において、この洞爺湖町職員コンプライアンス行動指針というものを渡されました。今からちょうど1年前の12月の一般質問で、私は、町の法令遵守におけるコンプライアンスの条例制定についてどうですかとお伺いしました。そのときの答弁として、総務課長のほうは、法令違反の未然防止や是正などを行うため、公益通報制度、町職員などが業務を行う上で法令に違反する事実や事務事業に係る不当な事実があった場合には、事務事業の適正な執行を確保する仕組みも導入しているので、コンプライアンス条例、今のところ要りません、はっきり言いましたよね。また、当時の副町長は、町のコンプライアンスについては法令や規則、要綱があるので、法令遵守義務は当然であり、その他の義務についても対策はしっかり取っているよと、少し時間をいただいて、調査研究だけはしていきたい。こういうふうに文言言えばやらないということなのだけれども、その中で、ではなぜ1年後にこのコンプライアンスの行動指針というのを今つくったのか。去年、1年しかたっていないのです。それでは、何でこれつくったのか。1年前に、もし私がお願いして、提案して、これコンプライアンス条例しっかりつくっていたら、もしかしたら今回の不祥事、少しは抑止力あったのかもしれない。それが僕、残念でならないのです。やはりある程度のルールがあれば、みんな動くのです。それが従前の二つの規則で何とか間に合います、これ3年、4年前言った話ではないのだ。去年でしょう。この中で言った中で、やはり職員が処分されていった。僕は、この間報告を受けたときに、悲しくなりました。いや、なぜあ那时候、もっともっと強く言って、議員の皆さんにもお力添えいただきながら、議員提案でもよかったのではないかと思うぐらい、本当に残念です。

まず初めに確認しますけれども、今回、この行動指針、何のために作成したのですか。もう一つ、この初めの中で、「初めに」とあります。なかなか難しいです。ハインリッヒの法則。いきなりこのコンプライアンス行動指針、コンプライアンスだけでも法令遵守となかなか日本語と英語いかないのに、いきなりこのハインリッヒの法則。僕も横文字結構好きだけれども、これ何なのか。ハインリッヒって何なの。これ、職員分かるの。一般の僕ら、分かるのかな。これが2点。あと一つ、この「初め」というところにあります。末尾に、「行動指針は、職員の基本意識や組織としての不祥事を起こさない仕組みを明確にするために策定しました」。この仕組みは何ですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） まずコンプライアンス行動指針、何のために作成したかというこ

とでございますけれども、今回の一連の不祥事がございました。それで、今までのように所管課で再発防止策ということに向けて取組を行っても、やはり効果は薄く、また同じような事が起きる可能性があるというふうに思いまして、全体的に、全庁的に、公務員のモラルや業務のリスクを改めて見直す仕組みが必要だというようなことで、今回、このコンプライアンス行動指針というものを作成させていただきました。

次に、2点目のハインリッヒの法則というのは、こちらにも書いているのですが、一般的な刑原則の一つという形で、大きな事故の前には小さなヒヤリハットというのが幾つもあると、その辺を未然に防ぐというようなことの意味合いで書かせてもらっているものでございます。

あと、これの仕組みは何だということでございますけれども、未然に防止するための仕組みとして今回策定しているのは、この行動計画なのですが、最終的にこのコンプライアンスチェックシートというのが一番後ろのページになっていると思います。これでこのシートで職員の変化、気づきに早期に気づいて、未然に防止するというようなことが仕組みとして考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） これ、ハインリッヒは、実はアメリカの損害保険の会社の技師なのです。それから来ていることなのだけれども、ハインリッヒの法則、これ調べてみると、先ほどの受動喫煙防止対策の喫煙所の標識設置義務の措置を示した厚労省の職場の安全サイトのホームページに、この別名ヒヤリハット、そしてこのハインリッヒの方のお話が出ていて、民間企業ではこの法則を使って、事故とか災害発生を防ぐものとして、民間企業がヒューマンエラーとして、人災として捉えているわけ。組織としてのコンプライアンスを、これ、求めているものではないのです。本来はやはり、つまり、組織より人のミス防止することがこれ書かれているわけ。だから、ちょっと視点がずれているのではない、総務課長。本来は、個々だけではないのだ。今回の原因は、組織も大きく、従前來說っているではないですか、皆さんが。指摘しているところなのです。それが、個々だけを責めているという、それがこの指針の大本になっているところなのです。やはり、組織より、人のミス防止ということがこの主眼ですから、そうすると、結局この2ページ目のところにある不祥事発生の背景と言っても、結局個人と職場。この個人と職場の不祥事の兆候が起きやすい職場環境としているけれども、結局あくまでも個人を主眼としているわけ、この指針というのは。そうすると、ほかの自治体とか国の行政団体のコンプライアンス行動指針と調べていくと、不祥事を発生させないためには、まず先に職員の仕事が住民からの信頼によって成り立っていくと。そして、法令等の遵守するためは当然のことで、公正誠実に基づき、誰のために、何のために業務を行っているか、住民に説明できることが大切なのだと言っているのです。職務以上に、同様に法令等を率先して遵守してこそ、やはり住民に対して信頼を確保できる。それがあって、職員の不祥事が発生しないという、そういう行動方針、指針になってくる。

しかし、この洞爺湖町の今回の行動指針というのは、実は、僕も調べました。そうしたら、ほかの自治体の行動指針に網羅されているタイトルだけ書いているだけだ、これ。だから、付け焼刃で一生懸命つくったのではないですか、これ。議会対策でこれ、つくったのではないのですかということ。本当の意味での法令遵守のためにやっているなら、もっとある程度時間をかけて、こんな薄っぺらな内容ではなくて、全員協議会、みんな見たとき、これ何ですかとみんなビビっちゃう。僕は、どれだけ一生懸命やっているのかな。全体で決めたわけではなくて、結局総務課一つの課で、実質タイトルだけ取ってやってたとした僕には捉えられないのです。

そこで、やはり役場の度重なる不祥事というのは、コンプライアンスの違反防止、恐らくいろいろあるでしょうけれども、やはり僕は、第一にトップの姿勢なのです。トップの姿勢なのです。その次にチームです。これが今役場の組織の皆さん、そして法令遵守というルール of 明確化、私はこの三つだと思うのです。もっともこれは僕も別なところから勉強させてもらって、こういう形になってますけれども。そういった点で、やはり一つ目は、違反を許さない強い決意をトップがしめすということ。その中で、ちょうどあのときの説明ございました。11月4日に町長が職員に対して、法令遵守、綱紀肅正について、町長が職員訓示をしたのですけれども、本来だと職員訓示をするよりも、やはり町長自らが例えば組織のトップとして、こういうこととしてはいけないよというのを出した後に、こういったものを職員に通知するというのは分かるのですけれども、前回の登別の市長でしたか、いろいろなトラブルがあったときに、まず最初に新聞で謝罪をしたのは市長、最初でした。その後、職場の中でも話したと思うけれども、けれども僕はやはりその点で、何かおかしい。

あと、二つ目は、コンプライアンスの保持のやはり専門チームですとか、チーム体制の問題だと思うのです。職員にコンプライアンス法遵をやかましく言うだけではなくて、これ見ると、何しろ、何しろ、チェックシートではないですか。それだけではなくて、やはり個々の人に判断を委ねて、あるいは、これ、結局チェックシートを見ると、これ、あれもこうだ、何もこうだと、チェックシート、精神論になってしまっている。精神論になってしまうと、なかなかミスというのはリカバーできないと思うのです。そういった面で、きちっとしたコンプライアンスの担当チームですとか、あるいは職場内のルールの作成、関連文書の管理だとか、あるいはコンプライアンス教育のやはり研修の実施だとか、そういった職員からの相談報告を受け付ける、そういうコンプライアンスに関する業務というのは、やはり僕は必要だと思うのです。従前、いろいろなご指摘ありましたけれども。

あとは、職場内のルール策定とメンテナンス、これも、大事だと思います。先週、千葉議員の質問で役場組織が詰まっている部分があると質問した部分がありましたけれども、この構造的な問題部分というのは、大変、僕はあまり町長に対して批判することないです。一般質問、提案ばかりしてますけれども、今回のこの一般質問だけは、申し訳ないです。町長を批判せざるを得ない。やはりトップ自らがコンプライアンス違反をしないという規範意識というのが、僕、大事だと思うのです。先日、日ハムの新庄さん、新監督になりましたけれど

も、彼がやはりやる気を出し、チームが変わり始めた同様に、少し変わってますよね、メディア見てても。洞爺湖町の役場というのも、そういった面で変わっていかなければいけないと思うのです。

そういった点で、最後のほうの質問に入っていますが、管理課からの防止対策報告の事故発生の経緯の説明の中で、人的ミス、その要因は、退職者の補充を会計年度任用職員が配置され、業務が引き継ぎされず、また業務増による職員不足が原因だったと、こういうふうに言ってます。また、建設課では、住宅使用料の算定ミスは、業務の誤認によるものと報告しておりますけれども、先ほど提案させていただきましたコンプライアンス等実施していけば、少なくとも、少しはこういった不祥事が妨げられたのではないかと思います。

今回、このコンプライアンス行動指針、そっくりとまでは言わないけれども、かなり近い。当然、道庁の支援室、それ参考にしたということですけども。ただ、僕これ、全員協議会で議員に配付してもらった後、知り合いの職員に何人かに聞いてました。そうしたら、こんなものあったの。本当にそうです。今度、そういえば、総務課のポータルサイトの掲示板にこれに載ってたよ、その程度です。また、一つ一つ確認したら、職員の分限処分の指針、これ知らなかった。議員には説明しているけれども、職員にはまだ言ってない。恐らく議会が先、議会ファーストでやってくれたのかもしれないけれども、ちょっと日にちがおいているけれども、それ知らないと言っているのだから。議会対策のための不祥事防止ではなくて、やはり町民サービスのための防止、そういったことをやっていただきたい。今回のこの行動指針、パクリとは言わないけれども、改めてこの策定委員会なんか立ち上げて、行動指針、改めてつくる予定はないですか。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） まず、洞爺湖町職員コンプライアンス行動指針でございます。

先ほど議員からのご指摘もあるように、やはり法令遵守、まずは個人がしっかりとその認識を持って、その法令順守を徹底すること、これがまず一番大切だと考えております。そういった点では、こちらの指針の中では、3ページにあります本行動指針が求める職員像、これは職員それぞれがしっかりと把握して行動するというのが重要だと考えております。また、次のページの不祥事防止の心構えと行動規範、この中では、全体奉仕者として公共の利益のために全力で勤務すること、また、8番目には、常に町民の視線を意識し、言動や態度等の品格を保つことということということで、先ほど議員からもご意見ありました、町民のそういった視線、そういったものを意識しながら、言動や態度、こういったものをしっかり保った行動をする、こういった町民の視線も意識した指針となっているところでございます。

またそれぞれ、先ほどのチェックシート、個人の行動ということでございますけれども、やはりそういった法令遵守に進む上では、ハインリッヒの法則でもありますとおり、大きな事故の発生の前段に、小さなヒヤリハット、そういったものがある。そういったものを早期に早く組織として見つけて行動に移す、こういったところを目的としているのがチェックシートでございます。個人の些細な行動変化、そういったものを課長、またはグループリー

ダー、そういった中でしっかり把握して、組織として対応するためのシートとなっているところでございます。

また職員の周知の関係でございます。ちょっと知らなかった職員がいるというのは、ちょっと部課長会議でしっかり説明をし、その中でも担当課長にしっかり職員に指導するようにと。また、常日頃から重要な案件も含めて、部課長会議の報告、会議報告、そういったものはできる限り職員ポータルに掲載をして、職員自らがそういったものをしっかり把握しながら業務に当たる、こういったところは、これまでも基本的事項として、町としてしっかり対応してきたつもりでございます。そういった中では、そういったポータルに周知されているものを全く把握しないという職員がいること自体、ちょっと私自身、納得、納得いかないといえますか、そういったのは信じられないところございまして、そういったポータルすら見ない、職員に必要な情報を職員として収集しない、そういう職員が、今回、下道議員のほうにそういう報告があったというところ自体は、ちょっと職員としても納得いかない部分でございます。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 先ほど来お話でございます、その行革のまず最初の取組として、できることから、やらなければならないことからすぐやらないといけない。完璧にコンプライアンス行動指針、総務課長、いろいろとその情報収集しながら、職員に提案しながら、それから組合員の職員含めて意見を聞きながら、まずは手をかけることが大事だということでございます。これは、完璧なものではもちろんございません。

それから、先ほど来出ておりますそのトップの姿勢、それから次のそのチーム、それから明確化に向けてというその3段階、もちろんそのとおりでございます。私、もともと合併した後、行革を担当して、当時の虻田町、旧虻田町、旧洞爺村の合併のときは、事務の効率化というのが行革の中の大きな柱立てとなっていました。けれども、合併からもう十何年たって、考えてみますと、振り返ってみますと、総合支所含めて、その組織、合併の総括というのがなかなかされてきたのかなという、組織含めて、自らの反省もでございます。

今現在、行革第2期といいますか、令和4年から令和8年の5か年に向けた行財政改革の計画を進めているところでございます。この後審議会とのやり取りも出てきますけれども、数か月かけて、その目標、職員個々から吸い上げる、その中の機能的な行政組織機構に再編するという大きな項目も立ててございます。この中で、今回進める行革の中で、本来のありべきピラミッドの形、そういう形はやはりもう1回、合併の総括として、これからコロナの、ましてコロナの影響を受けて、自主財源が乏しくなっていく中で、今までの形でいいのかということも含めて、抜本的にやはり見直していかないとはいけません。その中の一つとして、当然コンプライアンス、もう1回原点に立ち返って、誰のために我々仕事しているのだということも含めて、何のために合併したのだ、そういうことを含めて、もう1回職員全体が一丸となって、住民の皆さんから信頼してもらえる、それから町にとって本当にいい形で組織を運営していくにはどうしたらいいのか。本来、本当の意味での経営、町の経

営に当たるべき職員像とは何なのだ、そういうところに原点に立ち返って進めていきたいと思っておりますので、本当に総務課長を含めて、総務課、コンプライアンス指針、これ決して議会対応のためにつくっているものでございませぬ。ですので、これが完璧なものでもございませぬし、少しずつでもよくしていこうと思っております。

それから、先ほど話したように根本的な部分をやはり手をかけないと、部分的にコンプライアンスだ、あるいは事例を持ち出して、こうあるべきだということだけでなく、やはり組織のあるべき姿に立ち返って、新しい洞爺湖町として、どういう形でこの今の時代に合致した形にしていくのか、そこが一番大事だと思っておりますのでございませぬ。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） ちょっと質問、あれだったのですけれども、今副町長のほうから、抜本的な見直しをするという形で考えているという答弁あったのですけれども、そうすると、前回、立野さんも言っていたのですけれども、やはりその防止対策として、役場組織でもう1回見直すということも大事なわけけれども、町民の信頼回復に向けた考えで、専門家というのは、どのような方が専門家か分かりませんが、町民等の外部委員も加えて、やはり洞爺湖町不祥事再発防止委員会とか、こういったものを立ち上げていく必要あるのではないのですか。抜本的見直しといっても、また同じことやってしまうみたいなものではないのですか。これ、どう考えてます。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 先ほどお話ししましたように、今、行財政改革の審議会のほうに、今の問題といいますか、個別ではなくて、大項目で目標を立ててございませぬ。そういう中で、機能的な行政組織に再編するという項目を立てて意見を聞くこととしてございませぬ。今お話ありましたように、その組織のコンプライアンスの部分に関しましては、庁内のほうで、今どういう形で住民の皆さんからの意見も、あるいは外部からの意見を集約して、具体的な形にしていくのかというのは、もう少しちょっと時間いただいて、その組織の構成含めて、内部だけでということでない形を検討させていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 分かりました。あまりこれ以上、ぎりぎりまで時間使うことはないですけれども、12月2日にたまたま北海道新聞の中で、先ほど新庄さんの、今回は本当に、来年は日ハム新庄さん、期待しているのですけれども、日ハム新庄監督の日ハム再生のビジョンで、タイトルが「得意なことを伸ばす、欠点を補うよりも長所をとことん伸ばしていく。チームの底上げ育成方針で外からの特効薬を注入しないでみんな直す」と書いていました。チームリーダーの言動が、先ほど五十嵐さんも言っていましたSDGs、つまり洞爺湖町役場と職員の持続可能な、再生可能な目標のキーワードになっていくと思うのですけれども、今後、本当に皆さんの力を一緒にして、議会、町長部局、教育委員会、しっかり手を合わせて、情報共有しながら、やはりこの不祥事に対してしっかりと取り組んでいかなければいけないと思うのです。先ほど来のやはり受動喫煙の問題、李下に冠を正さず、やはり誤解のないよ

うな形でやっていく、こういったところ職員、町民は見ていると思うのです。この受動喫煙、本当に七戸さんの一般質問の見たら、私に5分間の時間をください。こういう質問はしない同僚議員の板垣さんがたばこを吸うのをやめたから、私、こういう質問しますよ。そう言ってやっていった思い、それが、繰り返しになります、舌の根も乾かす造ってしまった。そういったこともあると、それは町民あるいは職員が、その背中を見て、コンプライアンスとは何なのというふうになっていくと思うのですけれども、これ以上は言いません。ぜひ、新しいまちづくり、新しい形に向かって再生していただきたいと思うのですが、最後に町長の率直なご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今回のコンプライアンス、議会のためにつくったということではなくて、先ほど副町長が申しましたけれども、かなりの、例えば職員の吸い上げですとか、いろいろな面から作成したものでございまして、資料は確かに道の資料ですとか、いろいろな他町村の例を見せていただいて、その中で組合との交渉、そして下の職員からの声、こういうものを反映してつくったのですけれども、今おっしゃられるように、外部からの調整等々も含めまして、今後しっかりしたものにしていきたいというふうに思っております。

また、私自身のコンプライアンス、いわゆるトップリーダーとしてのその指針、これらについてもいろいろご指摘をいただきました。その辺は真摯に受け止め、できるところから改善していきたいというふうに思っております。また、とにもかくにも、この町が本当にいい町になれるように、我々もこれから努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、9番、下道議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

（午後 1時57分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、11番、板垣議員の質問を許します。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 11番、板垣でございます。

通告順に従って一般質問させていただきますが、端的に質問いたしますので、答弁のほうも端的にやっていただければと思います。

今回の議会は、先週から今日にかけて、今日の天気のように嵐が吹いているような議会質問等がたくさん出てましたが、私は、今回、通告、ふるさと納税についてということで、あ

と高齢者ドライバーについて、また縄文文化遺産についてということで、三つに分けて今回質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、今回、ふるさと納税についてということで、(1)として、町としてふるさと納税について、これまでどのような検討をされてきたのか伺いますという質問でございます。

今回、町長々の行政報告なんか見ると、今回は、入江貝塚と高砂貝塚が世界遺産に登録されたことで、ごめんなさい間違えました。これ、3番の質問です。

今回のふるさと納税のことで。行政報告で、町長の報告で、8,143万1,000円というこの金額が出ています。明日ある議案の中では、何か補正なんかありまして、1億5,000万円ぐらいの補正というか、金額が出ていました。それで、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、たしかうちは1億円を目指してふるさと納税を頑張りますみたいなことでずっとやってきた経緯があると思うのですが、それをもう優に越すのかなと思っております。

また今回、今年、ここの議会で何回も今までこのふるさと納税については、いろいろな議論がありました。その中で、今年、町長のほうからもいろいろ職員を異動して、今年度一生懸命頑張りたいという話が以前にありましたけれども、そういうこともあって、こういう今、少しはいい結果が出ているのかなと思ってはおりますが、その辺の経緯というか、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） ふるさと納税、増えているけれども、どのような取組をしたのかというようなご質問かと思えます。

26年度よりふるさと納税に取り組んでおりますけれども、これまでは大体年間7,000万円前後という形で、伸び悩んでいる状態であります。予算的には、本年度予算1億円を目指すという形で取り組んできました。

ふるさと納税は、町内の特産品の販路拡大とか、町の自主財源の確保、町を応援してくれる方々とのつながりといった三つの効果が期待できまして、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況の中、様々な課題を解決し、まちづくりを進めるためにも、この制度は必要不可欠であり、何とか寄附を増やす取組をこれまでしてきたところでございます。具体的には、ふるさと納税の担当職員が増えたということがございます。あと、多額の寄附を集めている道内先進地の研修、白糠町と上士幌町のほうに行ってきて、勉強してきました。あと、寄附を受け付けるサイト、令和2年度までは4サイトだったのですが、それを18のサイトに拡大しているということ、あとは町の魅力をSNSで発信している、洞爺湖満喫ツアーの実施などということも効果があるのかなと思ってます。あとは情報、口コミで拡散していただくというようなことをするためのふるさと応援団の創設、あとは寄附していただいで、その返礼品の書き込みをしてくれた方には、抽選で財田米を送るというようなデビューキャンペーンというのを実施してございます。あと、寄附者へのフォローアップして、暑中見舞いのはがきの送付、あとインターネット上やふるさと納税者の広告の掲載、洞爺湖町の食材で調理された洞爺湖専用のおせちというのでも商品として出してございます。あとクラウドフ

ァンディングの実施、あとメルマガの発行、こういった取組によりまして、11月末現在で、行政報告でもございますが、4,413件、約8,140万円の寄附を受け付けており、昨年同期の2倍の実績を上げているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 大変結構なことで、今回の議会の場合は、ちょっと職員に対しての不祥事があったことから、随分職員に対していろいろなことが、職員というか全体に対していろいろ指摘なんかありましたけれども、私は率直に、こういうことを、これはこれですごくすばらしいことだと思います。今までやってこなかったことをやったら、たまたま、たまたまというか、努力のおかげで8,000万円、億超せるくらいにまで来ているのだから、年度として来ているのだから、これは大変すばらしいことだと思っています。これをもっと続けてほしいと。

前回から、前回からというか、先週からもいろいろな要望等がありませしたけれども、結局財政が厳しい、財政が厳しいということで、できないこともたくさんありますし、また、これから今、我々がうちの町で税収を上げると言っても、なかなか今、大変なことですが、ただ唯一、このふるさと納税だけは、何かもう少し未来があるのかなという気がします。取組次第で。だから、そういうことも含めて、これからも頑張っていたきたい、もっとふるさと納税をしてくれる方をどんどん増やしてもらいたいということで、私、今回、ちょっと自分で考えたというか、いろいろあれなのですけれども、例えばふるさと納税しますよね。例えば東京の方がとか、大阪の方がとか、基本的に大都市だとすると。そのいう方が例えばいつも、毎年のように納税してくれる方と、常連さんと言ったら失礼ですけれども、そういう方だとかを、例えばこっちが出向いて行って、例えばホタテの食べ方をどうやったら一番食べ方おいしいかとか、こっちから出ていく、何人かで。そして、そこで、例えばいつも納税されている方の友達だとか親戚だとか、できたら呼んでもらったりなんかして、そしてこういうことをすれば、今まで以上もっとおいしく食べれますとか、例えばそういうようなことだとか、要するに待つだけではなくて出ていくと、こっちから。それは、札幌でもいいです。納税された方がいたとすれば、それが結構そこそこ人が何人か集まり、複数人集まるような状態をつくっておいて、そうやって行ったらどうなのかというのが、まず一つ。それと、例えば、ふるさと納税で買ってというか、納税された方に商品送りますよね。そういう方でも農産物でも、例えばうちでいうと長芋だとか、例えば向こうの人は結構、長芋の食べ方は、すって食べるとか、それぐらいしかもしかして分かってないかもしれないから、その例えば食べ方、さっきのホタテと一緒に、そういうことを一緒にそういうところでやるとか、実践してみるとか。あと、もうそれだったら、例えばこれはあまり人集まらないとなれば、例えば食べ方DVDみたいなのを作って一緒に送ってやるとか。こうやってやればよりおいしく食べれます、例えばホタテは生でしか食べないとか、刺身でしか食べれないと思っている人も何かいるみたいなのです、聞いたら。それをこういう形ですればおいしいで

すよとか、さっと1回茹でて冷凍しておけばずっと食べれるし、それを解かせばこういう食べ方でましましよとか、例えばDVDで作るとか、そういうのを作って、リピーターをどんどん増やしていく。上士幌だとか行ったときには、恐らく肉だとか、今要するに肉とか、あとカニとか、海産物系、今物すごい増えているわけです。根室だとかあっちの方含めて。だから、うちの町は、農産物と海の物はありますから、食べ方をいろいろ、こういうのだったら食べ方、アイデアはどんどん教えてあげるとかということをしてDVDを作っておいて、一緒に送ると、そういうようなことは、待つだけではなくて、こっちが出て行ってやるというやり方だとか、そういう作り方を教えてあげるレシピみたいなものを絵とか画像で送ってあげるとか、そういうようなことはどうなのですか。そういう、私、提案ですけれども、そういうのを聞いてどう思いますか、課長。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 洞爺湖町にふるさと納税してくれる方、ほとんどの方が、リピーターという方が多いです。毎年、とうきびだとか、鮭だとか、そういうことを楽しみにしているというようなメッセージを添えて、寄附していただいております。

今、議員おっしゃられた、都市部へ行って、こちらから出向いて、大感謝祭とかいう形でよく白糠町であればやっているようなこともございます。そういったことも、実際、寄附者との触れ合いという観点からは、インターネット上のやり取りということよりも、そういった部分で参加して、実際にこちらの思いを伝える、向こうも実際のものを見てもらう、話を聞く、生産者の方とも交流を交わすというようなことは非常に大事な事かなというふうに思っております。ただ、これも毎年、そういうようなことを考えていたのですけれども、最近ちょっとコロナの形でなかなかできなかったというのが現状でありますので、落ち着けばこういうことも取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、商品を送る際にDVDとか食べ方とか実演とか、そういうようなことということですけれども、これ実は、ホタテに関しては、もう既にユーチューブでむき方、食べ方というのを流していることもやっております。

あと、長芋の食べ方とか料理の作り方という形で、実は今週、12月19日はオンラインでやるのですけれども、町内の料理人が洞爺湖の食材、長芋だとかホタテとか、そういうものを使って、調理をして、参加者を募って、一緒にオンラインで調理をしながら食事をするというような企画も提供してございます。そういったものを通じて、実際おいしい食べ方だとか、あとは保存の方法、そういったものも含めて情報提供していくことは、非常に意義があるのかなというふうに思っております。

そのほか、今後予定しているものにつきましては、今言ったオンラインの食事会のほかに、洞爺湖を舞台としたアニメとコラボした返礼品の提供というのも考えてございます。食事券という形で考えているのですけれども、あとは、札幌の有名ホテルとか東京都の飲食店とタイアップして、そちらでコース料理として出しいただく料理を洞爺湖町の食材で作ってもらうと。その食事券を返礼品で提供すること、あとは情報の発信の部分については、ツイッ

ターやフェイスブックのほかにLINEというような形で情報発信ツールを増やしていくこと、そのほか町の観光や農業産業といった関係課とも連携して、ふるさと納税を全国にPRしながら町を知ってもらって、寄附につながる取組というようなことを実施してまいりたいというふうに考えております。これによって、今回補正予算でも提案しておりますけれども、昨年度の2倍、約1億5,000万円を見込んでいるというようなところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） あともう一つ、いろいろなアイデア、今されました。それを例えば職員の方とか、一般の方でもいいのですけれども、アイデア募集すると。例えば、ネットでもいいし何でもいいけれども、町に対し、総務課宛てに、手紙でもいいですし、こういうことやったらいいのではないのみたいなこと募集してもいいのかな。何か、もしくは全然いい場面ないかもしれないけれども、もしかしてあるかもしれないというか、限りなくそういうことを探っていけばいいのかなと私は思っております。職員の方だって140名ぐらいいるわけですから、140通りの考え方あるわけですから、だからそういうこともやってもいいのかなと思っています。その辺の感想一つと、あと今、1億5,000万円ぐらいいみたいな、いよいよ予定というか、みたいですが、これあつという間に1億5,000万円です。だから、目標をまず決めないと駄目なのです。目標、要するに何ぼ、何ぼと言ったらあれですが、うちの町としてふるさと納税はこのくらい頑張りたいな。1億というと1億あつという間にちょっと、職員ちょっと人増えて、いろいろやってみたら増えているわけですね。だから、うちの町としては、農も観光も、また海もあるわけです。だから、そのバランスで本当にほかの町にはないとか、すごい魅力的だとか、そういうことを、みんな口では私たち言うけれども、そのような本当の掘り起こしというか、そういうことも含めてふるさと納税をきっかけにいろいろなアピールをしていけばいいのかなと思ったりしているのですけれども、その辺の考え方、どうですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） アイデア募集については、一度、過去にふるさと応援団、今500名ぐらいいるので、そういった方々にアンケートで、どういったことができるかということをお聞きしたことはございます。職員のほうにはまだちょっと聞いたことがなかったですので、できることは取り組んでいきたいと思っております。

あと、ふるさと納税の最終的な目標というのは、当然必要かなというふうに思っております。ちょっと現時点で幾らというところまでは決めてはいないのですけれども、今年1億5,000万円の目標達成に向けて、効果がどういうふうになってくるのかというのを見極めた上で、次年度以降、計画的なものができるれば、ちょっと作っていかうかなという気はありますけれども、現時点では、幾ら目標とするというところまではいってないのが現状でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 目標は大事だと思います。それがないと、何か一生懸命やっているつもりなのだけれども、何かわけの分からないですが今年は5,000万円しかなかったみたいな感じになってしまいますので、例えば1億5,000万円今年いくと。では、来年、再来年で3億円やろうぐらいの気持ちでいけば、何のこともない、去年、一昨年と比べたら結構な、もう10倍近いぐらい、10倍ではない、8倍ぐらいか、ぐらいになるだけですから、だからここでいつも町長が財政難で、財政が厳しくて、ということも含めて、だから先ほど言った、未来的にこれからちょっと期待できるのは、ちょっとの動き方で、もしかしたら可能性もあるかもしれない。もしかして駄目かもしれない。ほかの町がもっとすごいことするかもしれない。だから、そういうことも含め、全部うちの町としては、手いっぱいこういうこともやっているのだということをやはり内外にアピールしていくべきだと思います。

その辺のことでお願いしたいと思っておりますけれども、それで、もう一つ。また次です。今度、これらは金額ちょっと小さくなると思っておりますけれども、次は（2）の企業版ふるさと納税ということで伺いたいということで、質問出してあります。

企業版ふるさと納税というのは、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くしたり、また企業版ふるさと納税の制度を使って、企業から寄附を集めるという自治体が結構増えているそうです。その寄附集めには、国の認定が必要だとか、いろいろ問題ありますけれども、去年から、去年の春から税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化したおかげで、すごく急に今年増えているそうでございます。うちの町としては、企業版ふるさと納税というのはまだ行ってないと思っておりますけれども、この企業版ふるさと納税ということに対して、町としてどういう考え方でいるかというのをまず伺いたいと思っております。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 企業版ふるさと納税につきましては、平成28年4月に制度が創設されたところでございます。この企業版ふるさと納税は、その名のとおり企業を対象とした自治体への寄附に対する法人関係税の控除を受けられる制度となっております。寄附の対象は、自治体が作成した地方創生に係る事業で、内閣府に地域再生計画として認定されたものに対して企業が寄附を行った際に税額が控除される仕組みとなっております。

令和2年度に大幅な見直しが行われ、国が認定した地方公共団体の地方創生プログラムに対して企業が寄附を行った場合、最大で寄附額の約9割の法人関係税が軽減される制度となっております。そのように見直されたところでございます。税控除の特例措置の適用期限も5年間、令和6年度まで延長されております。

これまで、当町には、企業からのふるさと納税の申込みはありませんでしたけれども、現在1企業と企業版ふるさと納税の調整をしているところでございます。現在、寄附の受入れに必要な地域再生計画、こちらがまだ整備されておりませんでしたので、現在、この計画を策定し、内閣府からの認定を受けるべく事務を進めているところでございまして、今週末にこちらの地方創生に関わる有識者会議、こちらのほうでこの地域再生計画案につきまして議

論いただくこととなっております。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） ぜひ、これ、このままやって、ぜひ、いい制度なので、企業側にとっても、黒字化している企業家にとっては非常にいいことだと思いますし、あと企業にとっては知名度だとか、イメージがとか、そういうのですごくいいという話もありますし、自治体側にもメリットたくさんありますので、さっきふるさと納税の話しましたがけれども、これは、企業版がもしここに、本社があるところは駄目なのだけれども、それ以外のところだったらいいということで、1口10万円以上と金額も決まっているわけですね。そういうのを、今、1社の方とお話ししているという最中だと思いますけれども、これ決まったらどんどんアピールしていただきたいなど、これも。知らないで、今でも、現在ぐらいでも大体、全国の企業の大手企業で50%以上だったかな、51%かな。それと中小だったら3割強ぐらいしか理解してないという話なので、どんどんうちの町に関係しているというか、しているような企業には、どんどんいろいろなアピールをして、こういうところからの納税者を増やして、少しでも町の自治体、洞爺湖町の町に対して、いろいろな納税していただければ、まだ町としてもいいわけですから、このような企業版のふるさと納税もどんどん進めていただきたいと思います。

これは、例えば、先ほども話出ましたけれども、どういうのに例えば活用できるのと聞いたら、例えば子育てとか、移住定住とか、観光交流、文化芸術、産業振興とか、人材育成とか、都市計画とか、交通とかと、いろいろな部分に使えているみたいです。だから、今のところうちの一番悩みどころのところとか、そういうところにもどんどん使えるみたいですから、これは永遠にとはいかないと思いますけれども、そのときそのときの事業としてやりたいときには、こういうのを使いながらやればいかなと私は思っています。また、人材派遣型というものもあるそうです。だからそういうもの含めてとてもいい制度だと思いますので、これもどんどん活用していただきたいと思いますが、もう一度、確認の意味で答弁お願いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 先ほどのふるさと納税、また今回の企業版ふるさと納税、どちらも、新たな財源の確保という視点では、現在も行財政改革の中でも進めておりますそういった項目でも、重点的な要素として当町としては進めていくべきだということがございます。企業版ふるさと納税につきましては、やはり企業に対する営業行為等、小さな町では、なかなかそういったことができないのが現状で、当町としても課題ではございました。今回、ふるさと納税の申出につきましては、世界遺産の登録、また洞爺湖町の観光地である、そういったところに対して、そういった通信基盤をぜひ整備してもらいたいという、企業からそういった、企業のそういった思いもあって、当町を選択いただいたところでございます。まだ正式に確定しているものではございませんけれども、そういった企業と洞爺湖町のイメージ、そういったものがマッチするような企業があれば、当町としても積極的な誘致というの

もしていきたいところなのですが、今後も新たな財源の確保に向けては、環境対策、また総合戦略に載っている子育て戦略等も含めて、可能な限りこういった企業版ふるさと納税、そういった対応も、しっかりしてまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） そのとおりやっていただきたいと思います。例えば、その企業が企業版ふるさと納税やってくれた会社の名前、企業名は、例えば町のホームページだとか広報だとか出して、宣伝してあげるといっては何だけれども、今回、十分ありがとうございますみたい感じで、そういうことをホームページ等に出している自治体も結構ありますので、そういうこともどんどんどんどん続けていけば、それを見ただこかの企業も、ああ、ではうちも10万円ぐらいならなんて、例えばですよ、そういうこともある可能性もあるわけです。だから、こちらからアピールしなくても、ホームページ等を見て、洞爺湖にちょっと興味の在る方はちょっと見てくれる可能性もあるわけですし、その辺は間口広げているいろいろやっていただきたいと思います。

次、いきます。次は、高齢者ドライバーについてということで、高齢者ドライバーの免許返納の実態を伺いますということで、まず一つ目質問しております。これ、昨年、ここで皆さん名前言っているの、大久保議員が去年の12月に同じような質問をしております。それで、答弁もいろいろあったのですが、なかなか前に進んでないなという気がして、再度、私が今回、質問させていただくことになりました。

今回の高齢者ドライバーは、今、テレビを見ると、何か必ず、事故がありました、どっかに、建物の中に突っ込んでいきましたとか、毎日ではないですが、たまにあります。ところが、その事故が1回1回、大きいのですよね。人が死んでいるとか、もう本当に、もう数年前になりますけれども、子供、親子亡くなった事件ありましたけれども、あれのニュースを見て、私、何回涙出たか分からない、あの旦那さんのお話聞いたときに。だから、そういう不幸な人をたくさん、これ以上つくりたくないという思いで、ある意味こういう質問をさせていただいておりますけれども、かといって、高齢者だけが悪いのではなくて、たまたまそのブレーキとかアクセルとか踏み間違いとかあって、そういうことがあったと思われるのですが、当町のうちの町でも、可能性としてないわけではないのです。だから、そういうことも含めて高齢者ドライバー、今回質問させていただきましたけれども、この実態というのは、免許返納の実態とか、そういうのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 免許返納の実態でございます。性別、年齢等についてご説明申し上げます。

昨年度実績でございますが、22名おまして、地区別では、虻田地区17名、温泉地区1名、洞爺地区では4名の方が返納ございました。男女別では男女同数となっておりますが、11名となっております。年代でございます。80歳代が最も多く8名、ついで70歳代が7名、60歳代が5名、90歳代が2名となっております。

なお、伊達所管内の運転免許証の返納状況についてお聞きしてございますので、ご報告させていただきます。令和2年度、昨年度でございます。伊達署管内で総計で117名、洞爺湖町単体では、先ほど申しあげました22名、令和3年度4月1日から現在まででございますが、伊達所管内では、92名、洞爺湖町単体では18名となっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） それだけいるということで、恐らくこれは、うちの町も高齢化率が40%くらいになるのかな。これから増えても減らないという状況になると思います。昨年度で返納された方が22名と今、課長、おっしゃいましたけれども、恐らく迷っている方がその何倍もいると思うのです。どうするかな、どうするかなと。この間、この間というか1か月半ぐらいですか、事故あったときに、スーパーにぶつかった事故、あの方も、周りの人には、いつ返納するか、いつ返納するかと迷い続けているの事故でした。だから、そういう方も、うちの町にもいたりすると大変だ、もし事故を起こさないのであればいいのだけれども、事故を起こす可能性もあるわけです。

だから、その辺で、2番目の質問になりますけれども、これからの町として、今後様々な対策が必要と思われるが、町の考えはという形の中で質問させていただいておりますけれども、このようなことで、やはりきっかけとかも必要なのかなと、私個人的に思いました。普通、酒とたばこではないですけれども、20歳になれば吸えますよというのと、いつになったらやめますよということはないのです、免許の場合は。だから、自分で判断して、家族の方とかいろいろ相談しながら進めていくのかなと思うのですけれども、一応、早くやめれ、やめれという意味ではなくて、こういう田舎だからなかなか大変な厳しい状態もあるので、町としてもやはり、これからはそういうことも含めていろいろな対策必要なのかなと思います。迷っている方とかもしいて、何かあれば、何かのきっかけになればなと思ひまして、例えば免許返納したときには、何かこう、特典ではないけれども、何かプレゼントするとか、町としてでも。だから、そういうものを何か、今まで何十年、50年免許、車運転してきて、ここで自分は、終わりましたということになれるような、気持ちもすっきりしてできるようなものを、例えば町として、例えば1か月分とか、10回分とか20回分でもいいから、例えばバスの無料券はあげるとか、またはタクシーチケットをプレゼントするとか、例えばお風呂券を、恐らく70歳以上の方、150円ですから、1人は入れるの。それとも例えば10回分ぐらいの券のあげて、ご苦労さまでしたというものにするとか、例えば軽自動車なんか乗っていた人は、軽自動車税をずっと払ってくれたわけですから、そのぐらいの返納、それも今さっき課長のごことは、年間で22名ですから、そんなに金額がかからない。それは、30名、40名になるかもしれないけれども、それでも大した金額でないと思いますが、そういう考え方は、町として持っているか、持っていないか、聞きたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 洞爺湖町の地域公共交通でございますけれども、免許返納後の移

動手段といたしましては、洞爺湖町の公共サービス、また民間の路線バス、こういった公共交通が利用可能となっております。洞爺湖町では、3地区におけるコミュニティバス、タクシーにつきましては、70歳以上の高齢者は、また民間の路線バスも含めて、全区間100円の低価格で利用できることとなっております、免許返納時に大きな負担とならないよう、平成29年の有料化の際に、免許返納を見据えた料金設定としているところでございます。また、27年からは洞爺地区、29年度からは温泉地区、こういった2地区には、買い物支援バスも運行しているところでございます。免許返納者への直接的な実施対策でございますけれども、免許返納後を見据えて、低価格、乗りやすい、しやすい料金体系で運行しているところではございますけれども、その中でも課題といたしましては、自家用車から公共交通への利用の切り替えにハードルが高いなど、新たな利用者の拡大がでございます。高齢者運転による事故の未然防止、そういった観点も含めて、免許返納後にバス、タクシーの利用券、そういったものを配布するような事業に関しては、そういった公共交通に移行する、また利用促進に対するきっかけづくりとして、非常に有効な手段であると認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今言ったきっかけ、ご苦労さまでしたということを含めて、きっかけづくりは、要するにバスみたく乗り方が分からないとか、車乗っていた人は結構、全然分かりません。私なんかもそうですけれども、バスなんか、なかなか分かりません。だから、そういうのでいったら、多分この券、券いただければ、例えば10回ぐらい分でも例えばいただければ、それを使ってみるかなという気もするでしょうし、例えば病院行くときもこれ使ってみるかなとかとなると思います。それでないと、きつともって車運転してくれる人、一生懸命探すと思います、近所の人でも、子供たちでも何でも。それはそれでいいのですけれども、どうしてもそういうことない方もいますし、免許返納に悩んでいる方、迷っている方は、こういうきっかけで、それだったら町のほうでやってくれるのだったら免許返納するかなという思いかもしれないので、そういうこと含めて、あったらいいのかなと思った、私は思っております。そのようなこと、ちょっときっかけづくり、部長言っていましたので、ぜひそういうきっかけづくりのための何かそういう施策をつくっていただきたいなと思います。

あと、ほかにボランティアドライバーとか、うちの町として、前やりましたけれども、今はどういう現状でしょうか。そのもう1回、二つで。その前のやつと。お願いします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまのボランティアに関する町のほうで行われている取組についてといったところでございますけれども、現在、社会福祉協議会におきまして実施しております、地域助け合い有償ボランティア事業ということで、手助け隊事業といった取組がございます。これは、助ける側と助けられる側とのお互い様の関係を保つことを目的といたしまして、地域にお住いの方同士によるお互い様の気持ちを大切にしたい活動となっております。

活動の内容といたしましては、家事支援、作業支援、外出支援、その他の支援などにより、

ボランティアの方々、登録をいただいておりますボランティアの方々を通じまして、幅広く支援が提供されているところがございますけれども、とりわけ外出支援の中におきましては、買い物や金融機関への同行、通院の付き添いなど、高齢者や障害者の方が安価に利用できる生活支援サービスとして機能しているところがございます。高齢者等への支援に努めているところがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） このボランティア、今回、車のことでお話ししているのですが、ボランティアドライバーの方はどのくらい、人数的に町にはどのくらいおられるのですか。登録されている方。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 社会福祉協議会のほうにその辺、ちょっと内訳の部分について確認をさせていただいたのですけれども、まず令和元年度登録者数は123人、令和2年度の……、失礼しました。ごめんなさい。令和元年度のボランティアの数です。32名です。令和2年のボランティアの方が38名の登録ということでございます。こちらは、支援されるほうではない、支援する側の方になりますけれども、この方全員が必ずしもドライバーのほうということではないようではございますけれども、一応ボランティアとしての登録は、令和元年度32名、令和2年度38名ということで伺ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 32名、38名という方が登録されているということで、これから利用される方もどんどんまた増えていくと思いますので、ボランティアの数が増えるか増えないか、これはちょっと分かりませんが、利用される方は何か増えそうな気がしますよね。この今の流れでいくと。そういった中で、こういうのを町として、少し社会福祉協議会経由かもしれないけれども、こういう方がいますよということぐらいは、たまにでも、広報にでも連絡していただければ、例えば車も運転してくれる方がいるのだ、有償でも、だったら、では今回お願いするかなと思う方もいると思いますので、ちょっと安心感を与えていただければなと思います。

それで、今回の例えば車の、今返納するという意味の方ですけれども、今度、返納まだしないと、絶対、絶対というか私、ずっと山のほうに住んでいるから、返納したくてもできないのだわという方もいるわけですよ。だけれども、その中で、今なんかサポカー、サポートカーですか、補助金とか、今まであったのです。11月ぐらいは、たしか国の補助金が切れたはず、要するにブレーキとアクセルを踏み間違えないような、その後からつける、中古車でも後からつけられるようなやつが、補助があったみたいなのだけれども、今は国としてもないみたいです。11月頃、終わったみたいです。けれども、予算が余っているという話を、また可能性としてはやる可能性もあるわけですよ。この辺、例えば町としても、これ国の事

業なのですけれども、まず再開した場合には、町にいろいろなところに教えてあげるとい
うか、何かに出ていたかもしれないけれども、やはり何かのたびに定期的に出さないと、
目に入らない。先ほどの話ではないけれども、言いましたよ、皆でこうやってやってくだ
さいと言ってますよ。でも確認しないから、見てない人もいたとかとなるわけです。だから、
そういうことも含めてですが、この場合は確認することないけれども、何回もお伝えするし
かないと思うのですけれども、年配の方だから、ネットとか何とか厳しいです。だから、ア
ナログの紙でそういうことをやっていくべきでないかと。また、町としてでも何かそういう
ことを考えてやれないのかなと思ったりもするのですけれども、その辺の考え方、いかがで
すか。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 高齢者の事故防止に向けた自動ブレーキなど、車の改造、または
当初の購入申請の段階からも、安全機能が付属されている車両というのがあるところ
でございます。高齢者の運転事故、こういったものを未然防止するための国の制度等、住民に
必要な情報につきましては、今後交通安全の視点からも、しっかりと周知していきたいと考
えてございます。

また、そういった機能に対する助成につきましては、またちょっと何か、町としても財
源として何か活用できるものがないのかどうか、そういった視点も含めて、しっかり調整し
ながら、確認しながら、こういったものが対応できて、こういったことができるのかとい
うところも含めて、しっかり調整してまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） とにかく、町民の命、財産を守るというのが行政の仕事でございま
すので、何かのきっかけで、ああやっとならばよかったなとかと、あまりそういうこと思わな
いように、後で悔やまないように、何とかできるものはやっていただきたいなと思いま
すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。3番目、縄文文化遺産についてということで、今回、世界遺産ということ
でなりました。先ほど、一番最初に間違えて読んだのですけれども、町長の行政報告の中
で、入江貝塚と高砂貝塚が世界遺産に登録されたことで、当町には、洞爺湖有珠山ジオパークと
合わせて、二つのユネスコの認定を受けた資産ができました。世界遺産登録までは、長い年
月がかかりましたが、ここに至って喜びもひとしおであります。これまでご理解とご協力を
いただきました地域住民の皆様、議会各位、関係者の皆様に深く感謝申し上げますという町
長の言葉、文書がありました。これはこのとおり、本当にそうだと思います。町長も本当に
そういうふうに思っていると思いますが、私、今回、質問の中で取り上げているのは、町民
向けに縄文文化を今まで以上に理解していただくための政策が必要と思われま
すが町の考えはという、端的にこういう質問ですけれども、例えば世界遺産になりました
ということが、当町としての最終目的ではないと思うのです。これからが本当に、それを
どう活用していくとか、どう利用すると、利用というか、それを活用していくと町
のために、町民のために

また近隣のためになるのかということ、これがずっと世界遺産である以上、永遠に続くわけです。ここに人方が、皆さん定年だったり、議員もみんな辞めたり、そのときもずっと世界遺産として残っているわけです。そのときに、世界遺産になったから目標が達成したというのではなくて、これからが本当の戦い、戦いというか、これらが本当の活用しないといけない部分で、あそこをそういう見方で高砂とか入江とか、みんなで見なければいけないというふうに私は思います。そのために、今回質問させていただいたのは、世界遺産になったことで、子供とか学生・生徒には、何かいろいろ対応して、何か今年もいろいろ勉強会というか、見学会とか、いろいろされたみたいですけども、私提案したいのは、町内の、例えば事業者とか、自治会とか、PTAとか、各種の団体とか、いろいろな組合とか、そういう全町民、いろいろな、個人個人ではなくて、個人は個人で見るのですけれども、団体そこそこ、そこ5人あるよ、10人いるよとかと、そういう方の例えば研修会というのはいつあるの、ではそういうときにちょっと縄文に来て、勉強というか、説明するから、ちょっと1時間ぐらい時間取ってくれないかととか、例えば、そういうことを町としてアピールというか、町民に対して。ということは、なぜかという、こういうことというのは、ジオパークもちょっとそうなのだけれども、町全体で皆さんが、同じ意識というか、同じ知識みたいなもの持って、大小あっても、ある程度の知識持っていたほうが絶対いい。ということは、なぜかといったら、例えば、私も温泉にいますけれども、観光客に会うわけです。だから、縄文のところはどこですかと例えば聞いたら、私はすぐ説明できるけれども、そうでない方も結構いるのです。世界遺産のところはどこですかとか、そうしたら説明できる方、できない方、温度差がある。それがなるべくないようにしていくために、こういう各団体、各種、青年団体でもいいし、組合でもいいし、何かかんか行事やりますから、恐らく来年はきつともってみんな、普通にやっていただけると思うのだけれども、そういうときに、何かきっかけの一つで、見学してくださいとか、町のあれを招待していろいろ説明しますから1回来て下さいとかと、代表の方に案内出したり、こういうと、また商工会あたりに行って、こういうことをやろうと思っているから、商工会も協力してくださいとか、であれば、商工会、例えば総代会とかあったときにそういう話をしてもらおうとか、観光協会あたりはもう、さっき言った、今もこの世界文化遺産ということで、これから日本。もしかして海外にも行けるかもしれないけれども、そういうときにアピールするというのも、ちゃんと文書もいろいろ作っています。そういうことを含めて、外に向かってもそうだけれども、町民にある程度知識というか、意識をもっと高めて、世界遺産ですから、高めてもらっていいのではないのかなと思っこのこういう質問ですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課参事。

○社会教育課参事（角田隆志君） 地域の方々に知っていただくための取組ということでございます。

これまでも、土器や土偶作りなどの体験学習や、世界遺産講座、縄文まつりなど、貴重な縄文遺跡を地域の方に知っていただくという取組を進めてまいりました。また、町内学校

へも、積極的に働きかけ、出前授業や現地での説明を行っております。令和2年度におきましては、ガイド講習会も実施して、町内の方々に参加していただいております。

そこで、今後についてなのですが、大きく分けて2点ございます。一つには、貝塚館、あるいは貝塚公園など、現地で事業、これまでと同様に行ってまいりまして、ここにご参加いただくように周知に努めてまいるといふ点でございます。特に、来年度につきましては、学芸員が常駐する計画でございますので、また、ガイドボランティア態勢、こういったものを充実して、虻田フレナイの会とも十分連携を図りながら、道具作りの体験や解説などを定期的実施することを考えてございます。

具体的には、土日や祝日に月1回程度の土器作り、勾玉作りなどの体験、あるいは縄文講座の開催、高砂貝塚におきましては、自然と触れ合い、縄文のたたずまいを体感できる場として、食事や縄文ビオトープなど、町民の皆さんが参加していただきながら、動植物の育成、観察などを行い、自然環境や遺跡に親しんでいく、そういった取組を進めてまいりたいと考えてございます。

二つ目には、議員のご指摘のとおりであります町内自治会や商工会、観光事業に携わる方々にお時間を取っていただきまして、学芸員が分かりやすく説明するという機会をつくっていただきまして、地域の方たちと一緒に盛り上げていきたい、そういうふうを考えてございます。また、縄文遺跡群パネル展を駅交流センターなど、観光客や地域の方が目に触れる場所で実施するなど、こちらから積極的にアプローチさせていただきまして、ただ来館を待っているだけではなくて、こちらから出向いて行って、貴重な縄文遺跡の価値を語っていただけるような取組を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 参事、そのとおりやっていただきたいと思っております。これ、何かやはり、例えば知床世界遺産とか、最初に北海道になったとき、それに比べると、何かこう、イメージというか、あとまた、東北からずっとこっちまでというふうに広がっているものから、イメージ分からない方も結構いると思っております。ただ、地元にあるということがまず強み、まず一つ。それともう一つは、30分も車で行かないところに、伊達にもある。これはやはり、伊達もそういうとき、例えば時間がある団体であれば、伊達のほうも紹介してあげたほうが良いと思う。伊達とここで行ったり来たりすることだって良いと思うので、やはり点からよく面と言うけれども、面までいかないかもしれないけれども、2か所だけでこれ、30分あったら行ったり来たりできるのだから、だからそういうことを含めてやっていただきたいと思っております。これは特にいいです。

そうすると、例えばこっち側から例えば伊達とほうに行くと。伊達のほうも、きっとそういうことで盛り上がっていると、伊達の人もちこち来るわけです。だから、そういうようなことで行ったり来たり含めて、この縄文に関しては、そういうことをどんどん続けてやっていただきたいと思っております。その意味、もう1回、確認をお願いします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課参事。

○社会教育課参事（角田隆志君） 今、ご質問ありましたとおり、伊達、すぐ近くにも、隣町にも世界遺産があるわけでございます。伊達市も前から、以前から整備を進めて、活用に取り組んでおります。今度、1月23日に、伊達市のほうで縄文、今年中止になった伊達の縄文祭りの代わりに、シンポジウムを実施する予定でございます。そこに当町の学芸員も参加するというような格好で話が来てまいっております。ですから、そういう連携を深めていって、相乗効果を高めれるように、議員当初おっしゃったとおり、世界遺産はゴールではなく、スタートであるということは、もう再三再四、会議の中でも言われていたことでございますので、そうした取組に前向きに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 議員から、今、ご提案をいただきました様々な職場、並びに団体等単位での学習会、出前学習会といえますか、そういったことを実施して、この遺産の価値を町民の方にまずは知っていただく活動が先決ではないのかというお話でございますので、私どもも、実際にその出土された土器、それから写真、スライド、これらを使って、実際に町民の方たちが、目で見て、そして触れることができる、そういった場を設けさせていただきながら、1人でも多くの方にまずは知っていただくということから始めてまいりたいというふうに思います。この洞爺湖町を1人でも多くの町民の方に、そういった形で知っていただいて、そして、宣伝マンとなっていただいておりますので、町全体、町民皆さんと一緒に、この洞爺湖町をPRしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） それと、確認ですけれども、10日の日、今野議員から質問あったときに、冬場は一切やらないみたいな話聞いていたのです。これ、例えば団体の方だとか、30人で来ているのだけれども、その日ちょっと予約で、そういうことでも駄目ではないということですね、そういう場合は。確認です。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今年度は、冬期間、閉館にしておりますけれども、事前にお申出いただければ、予約というような形でお見せすること、開館することは可能でございますので、そういった活動についても、ホテル、旅館等には周知してまいりたいというふうには思っております。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 私、50分でやめようと思ったのですけれども、町長、一言だけ、何か今まで三つの、あまり長くなくて結構なので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ふるさと納税でございますけれども、これはもう、しっかりこれから取り組んでいかなければならないな。今、今年度は、恐らく1億5,000万円程度の収入になるであろう。目標額としては、次、例えば2倍。次の年に2倍。そして、次の年2倍というふうなことで考えていきたいな。ただ、最終的には、この胆振管内、大体が10億円前後のふるさと納税があるようでございます。この近隣はないですけれども、ちょっと離れたところ、噴火湾全体で、大体一つの町、市で10億円程度までいっている部分があるようでございますので、そここのところまで何とか伸ばせればな。ただ、これは努力目標ですから、一生懸命努力したい。それと前の議員にも述べさせていただいたのですが、地域おこし協力隊、これは来年数名、このふるさと納税に充てる職を募集したいなというふうに考えております。

それから、高齢者の免許証返納、こちらのほうにつきましても、いろいろ、今現在、行政サービスというか、交通手段として巡回バス100円だとか、いろいろやらさせていただいておりますけれども、それでも巡回バスが通らない所だとか、そういう所もありますので、これは、町内公共交通全体を捉えて、また検討していただければならないなというふうに思っております。

最後が、縄文につきましては、各党が、各会派がうちの町もありますけれども、とりわけ公明党のほう非常に熱心だ。私どもも、今までもいろいろなご指摘を賜って頑張ってきました。それに向かって邁進していきたいなというふうに思っておりますので、今後とも、よろしくをお願いします。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 私の質問、終わります。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、11番、板垣議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を3時15分いたします。

（午後 3時03分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時15分）

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番、大屋議員の質問を許します。

4番、大屋議員。

○4番（大屋 治君） 4番、大屋でございます。

質問内容につきましては、観光産業に対する対策、それから2番目としましては、一次産業振興について、3番目にペット対策についてということで、3項目を質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、1番目に聞きます。洞爺湖中島の自然を回復するために、鹿の生息数は限りなくゼロに抑えるべく、現在取り組んでいるところです。中島湖の森博物館は、洞爺湖を取り巻く

豊かな自然、そして、そこに生きる生物をテーマとした資料を展示するための施設として整備して、魅力ある博物館に今年4月にリニューアルしたところです。ところが、そこを訪れた方々から、野鳥のさえずりがほとんど聞こえてこないと指摘されているのはご存じでしょうか。また、自然感や季節感もないと言われていました。コロナ禍で中島を訪れた人たちが少なかったのは紛れもないことですが、せっかく整備した森林博物館なのに、評判はいまいちのようです。これからのコロナ禍後の滞在型観光に、一役も二役も担ってもらわねばならない施設なのに、なぜなのでしょう。博物館内のパネル展示も不評でした。中島散策路コースとして、中島一周探検ルートとして洞爺湖有珠山ジオパークは設定しています。湖に浮かぶ中島の豊かな自然を堪能するコースとして期待されるわけですが、その中島散策路フットパスの整備取組についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） まず、新しく4月にオープンしました湖の森博物館、この展示がいまいちであるというようなご指摘がございました。こちらについてですけれども、今年4月末にオープンした中島湖の森博物館ですが、ジオパークの紹介が大きなテーマとなっております。火山活動による大地の変遷や中島形成の記憶、有珠山噴火の仕組みなども詳しく紹介しながら、火山活動を続ける有珠山との共生について学んだり、感じたりしていただける展示内容となっております。さらに、中島の自然環境やフィールド散策情報などを紹介しまして、実際に散策路へ出てもらえるような展示構成となっております。館内には、Wi-Fiの環境も整備をしまして、スマートフォンやタブレットなどでも情報を得ることができるよう整備をしたところでございます。

また、次年度には、館内のスペースを利用して、世界遺産にも登録にもなりました縄文遺跡のパネル展なんかもちょっと計画をしながら、リピーター客にも新鮮な情報が提供できるよう、工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

また、中島の散策路でございますけれども、今年、緊急事態宣言等によりまして、散策路の整備が若干遅くなりましたけれども、6月以降は2か月に一度程度、職員による散策路の草刈りや倒木処理を実施しております。また、洞爺湖風景林保護管理協議会主催によります外来種のアメリカオニアザミの駆除を実施いたしました。さらに、地域の有志によります環境整備なども実施したところで、議員からご指摘のありました散策路につきましては、整備を実施しまして、安全に歩ける散策路として開放をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解いたしました。これからさらに散策しやすいコースとして整備を進めていただくわけですが、私が3年前に行ったときも、カラムツコースということでコースありました。そこ、今年もたどってみましたら、何かいまいちなのですよね。それは、これから整備することなのでしょうけれども、それは何かといたら、広葉樹の樹木がないと。ほとんど、そのカラムツコースと言われるだけあって、針葉樹がコースを塞ぐような形で、

足元が暗くなるくらい幼木がびっしり生えています。そういったことも、いろいろ対策を考えながら、安全で、しかも自然が感じられるようなコースにしていきたいと思います。

次に移ります。今年のシーズン中にも大波を受けて、プレジャーボート類が中島周辺の湖岸ぎりぎりを周遊するのを目の当たりにしております。当然のことながら、爆音も立てていると思われる。野鳥や岸辺の水生动植物に影響が懸念されます。水上バイクなどの周遊規制は、洞爺湖適正利用推進連絡協議会でも懸念事項と存じますが、どうして規制ができないのでしょうか。中島に上陸したりして、栈橋など工作物を設置する行為は規制するけれども、それ以外は利用者のモラルに依存するとは、あまりにも他人ごとではないのでしょうか。

そこで、以前にも質問させていただいておりますが、プレジャーボート類の中島湖岸への周遊規制についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 洞爺湖中島の湖岸の周遊規制についてでございます。こちらは、洞爺湖の利用につきましては、昨年8月に中島において無許可の違法栈橋の設置が発見されまして、その後、洞爺湖適正利用推進連絡協議会において、洞爺湖利用ルール&マナーガイドマニュアルを作成しました。今年の7月よりこのマニュアルを運用を開始したところでございます。

8月のお盆時期には、湖畔パトロールを実施いたしまして、利用者にルールやマナーの徹底を周知するとともに、違法行為をしている利用者には注意喚起を行ってきたところでございます。また、11月には湖上パトロールを行いまして、無許可工作物がないかを確認を行っております。行ったところですが、中島には、違法工作物がないことを確認したところでございます。

動力船の利用につきましては、まだルールやマナーが徹底されていない利用者がいたことから、管理団体に注意指導を行いながら運用してきたところでございます。特に中島周辺については、洞爺湖利用ルールガイドマニュアルで、中島には上陸しないこと、遊覧船航路には入らないこととしておりますが、まだ守られていない利用者も見受けられておりました。中島周辺の湖底には、希少な水草も生息が確認されていると聞いております。また、野鳥への影響も少なからずあるかと思っておりますので、環境保護のためにも、来年度には、ルールの改正も含め、見直しが必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 今、担当課長のほうから説明がありましたように、洞爺湖適正利用推進連絡協議会のルール・マナーガイドマニュアルには、今課長がお話したようなことが載っています。その中、ちょっと特出したことがありましたので、ちょっと読み上げます。湖面利用のルールを守るということで、その中に、「暴走や見せびらかし行為をしませんか」と。そして、あと「航行禁止区域、自粛区域を守っていますか」ということなのだけれども、今、課長からありましたように、来年以降については、その水草や野鳥のに対するいろいろ

な弊害を阻止するために、そういった禁止区域なり自肅水域を設定して、マナーを守ってもらおうということに取り組んでいくということですから、それに期待をしていきたいと思えます。

三つ目にいきます。当町は、有珠山の火山活動によって持たされた雄大な地形や100年の歴史がある洞爺湖温泉を有する観光地であり、2008年に開催された北海道洞爺湖サミットや国内初のユネスコ世界ジオパークに認定された洞爺湖有珠山ジオパークに加え、今年の世界文化遺産に登録された北海道北東北縄文遺跡群の構成資産の一つで入江・高砂貝塚など、世界的にも高い評価と注目を集める地域資源や、自然景観等を背景としたいろいろな施設や運動場や歴史や文化並びに自然をテーマとした公園と、6月会議に7番議員、千葉議員から質問がありました洞爺湖ぐるっと彫刻公園、洞爺の自然を満喫できるキャンプ場もあります。

支笏湖では、既存観光拠点の再生、高付加価値化推事業により、観光全体で地区の魅力と集力を高めるべく、観光の再生計画に取り組んでいます。再生計画は、千歳市が作成を指導し、湖畔の飲食施設にチップの活魚を展示する巨大水槽を設置し、地元商店街や宿泊施設の希望する業者には、店舗改修や客室改装などの使用を行い、4年後の宿泊客3割増を目指すのだという内容の報道がされました。

当町には、国道が37号と230号が2本通っております。道道自動車道も通っており、今年度はJR洞爺駅にエレベーターも整備されました。今後は、洞爺地区のいこいの家並びに道の駅あぶたや夕日ヶ丘パークゴルフ場の整備が待たれるところですが、洞爺湖観光は通過型ではあってはならないのであります。8番議員から、要するに今野議員からも先般、世界遺産となった施設の完成いたしました。それら施設を最大に活用し、集客につながるべきではないかという趣旨の質問だったと思います。もう一度申し上げます。洞爺湖観光は、通過型ではあってはならないのであります。洞爺湖有珠山ジオパークの認定エリアの中心に広がる洞爺湖は、支笏洞爺国立公園のシンボルです。その中にある洞爺湖町の収益を高めるための施策である洞爺湖温泉の滞在型観光の取組についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） ただいまの、洞爺の観光は通過型ではなく、滞在型観光に取り組むべきだという質問でございます。

当町は、洞爺湖有珠山ジオパーク、入江・高砂貝塚の縄文遺跡、そして洞爺湖ぐるっと彫刻公園や洞爺湖芸術館など、自然と歴史、文化、芸術が調和し、またそれらを活用したアクティビティーも充実している地域でございます。今年、北海道で開催予定でしたアドベンチャートラベルワールドサミットは、残念ながらオンラインでの開催となりましたが、2023年には、再び北海道開催が内定したところでございます。

アドベンチャートラベルとは、自然、異文化体験、アクティビティーの3要素のうち二つ以上を含む旅行のことであり、アフターコロナにおいては、非常に有効な旅行スタイル、旅行形態になるだろうと言われております。当町は、それらの資源を十分に兼ね備えており、今年も旅行会社を招聘しましたモニターツアーの実施など、魅力を伝えるよう取り組んでま

いました。今後も、貴重な観光資源を有効に活用し、魅力が伝わるよう情報発信を行いながら、長期滞在型への観光地へと変えていけるよう努めてまいります。

また、当町は、以前からロングラン花火やイルミネーショントンネルなど、夜のイベントを多く実施しながら、宿泊につながるよう取組を行ってきたところでございます。当町のほか、ジオパークを構成しております西胆振の3市町にも、価値ある観光資源が点在しております。国の特別天然記念物にも指定されております昭和金山のある壮瞥町、第一次産業である海産物を新たな観光資源として取り組んで注目を浴びております豊浦町、当町と同じく世界遺産登録になった北黄金貝塚や歴史、文化の広がる伊達市などと連携を強化しながら、当エリア一帯を周遊して見ていただけるよう取組を行いながら、滞在型観光の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解いたしました。先ほど来からほかの議員のほうからもお話がありましたけれども、いろいろ施設は、今もう充実しかかっています。本当に残すところ、あと僅かなのだらうと思います。自分の考えでは。あと、洞爺のいこいの家、あと夕日ヶ丘パークゴルフ場、それから、そこにある道の駅あふた、その整備が整えれば、大方の施設が整う形になるのでないかなと思います。今、課長から話がありましたように、他町村と連携しながら誘客に努めていきたい、要するに滞在型観光を目指していくということですから、今後も真摯に取り進めていただきたいと思います。

次に質問を変えます。第一次産業の振興策についてということで質問させていただきます。

当町の第一次産業の漁業並びに農業は、有珠山が定期的に噴火するたび、何らかの災害を被りました。しかし、噴火の恵みも、同時に享受しています。噴火湾沿いに発達したホタテ養殖事業は、当町漁業の根幹をなすものですが、ザラボヤの異常発生に伴う処理対策に加え、ホタテへい死が発生し、厳しい経営状況が続いています。先人の人たちの絶え間ない努力の結果でしょうが、有珠山が噴火する際、噴出する火山灰によって、大地は肥沃な農地へと転換してくれたおかげで、花和及び洞爺地区に見られるような高付加価値、高収益を上げられるような農業地帯になっております。さらに、国営の大原二期地区工事及び道営土地改良事業により、省力化高収益が見込まれる農業に邁進しているところです。さらには、根菜類の作付に対応できる農地の集約化、高度化を促進させるべく事業展開中です。本年は、少雨高温の異常な気象に見舞われた洞爺湖農業ですが、大きな被害は見られず、まづまづの年になるようです。一方、道東や日高沿岸に発生した赤潮は、その地区における漁業の甚大な被害を及ぼしたようです。当町のホタテへい死被害の現状についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 当町のホタテのへい死被害の状況、現況でございます。ホタテのへい死につきましては、平成28年度から発生し、現在に至っておりますけれども、関係機関においていろいろ原因調査を行ってききましたが、

はっきりとした原因は不明であります。

令和3年度の養殖かご内のホタテの過密を避け、ホタテの耳吊り時期を早めるなど、養殖技術の改良に取り組み、3,500トンの漁獲を見込んでおり、令和2年度の、2,257トンと比較しても、徐々に回復傾向にあると期待をしているところでございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解いたしました。何か聞くとところによりますと、他のところでは赤潮だとかということで、大変被害を被りましたけれども、洞爺湖町においては、今言われた形で、まだ終息はしてないでしょうけれども、徐々にいい方向に向かっているということで、期待はしております。

それでは、次に移ります。安定した漁業及び農業経営の省力化、そして生産性の向上を図るべく、いろいろな整備事業を今日まで進めてきております。現在の従業者数を今後も維持するのは至難の技ですが、本年実施されている後継者対策の取組をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸明弘君） 今年度実施している後継者対策の取組についてということで、農業の関係、先にご説明申し上げたいと思います。

洞爺湖町内で、若手農業者が組織しております団体は、農協青年部、ACとうや、えんプロジェクトが活動してございます。今の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動に制限がありまして、かなり苦慮している状況でございます。ACとうやでは、近隣市町村の施設やスマート農業に関する施設研修、野菜の直売会などを実施しているところでございます。今後は、昨年を引き続きまして、狩猟免許の講習の実施や道外視察を感染状況を見ながら計画をしていると聞いてございます。町といたしましては、講師の派遣など、情報の提供に当たっていききたいと考えてございます。

それから、えんプロジェクトの活動でございます。緊急事態宣言によりまして、6月、9月の開催が中止となってしまいました。当初、7回の計画でございましたが、4回の開催となってしまいました。しかしながら、直接、最近では連絡ありまして、注文いただいているというふうに聞いてございます。町民の皆さんの認知度が向上されていると思ってございますので、引き続き支援をしていききたいと考えてございます。

また、本年度より実施しております経営継承・発展等支援事業に取り組んでございます。本制度は、農業者の高齢化及び減少が進行する中、将来にわたって地域の農地利用等を担う形態を確保するため、家族農業経営を始めようとする担い手の経営を継承し、発展させる取組に、必要な経費100万円を上限に、国と地域が2分の1ずつ負担して支援をしていくという事業でございます。具体的には、新品種、新規作物の導入や販路拡大の取組、機械導入や法人化の経営、データ管理のソフト導入などの経費が対象となります。本年度、1名の方が父から経営を継承しまして経営を開始されましたので、経営規模拡大に伴いまして乾燥機の導入されております。当町では、後継者が数多くおられますので、経営継承時に新たな取組に必要な経費がある後継者には、継続して支援をしていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 漁業の後継者対策の取組についてでございます。

当町の漁業は、ホタテ養殖業が中心となっております。初期の設備投資に莫大な費用が必要となることから、新規に漁業を始めることは非常に難しい状況でございます。漁業を絶やさないためにも、やはり現在のホタテのへい死を乗り越え、ホタテの安定生産を図るとともに、ウニやナマコなどをつくり育てることで、安定した生産や収入が確保され、跡を継いでくれる後継者が育ってくるものと思っていますので、魅力ある漁業になるよう、漁協とともに取り組むことが必要と考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解しました。観光産業について、第一次産業の農業、漁業は、本当に洞爺湖町の根幹をなす産業でございますので、お二方のそれぞれの課長の努力に対して心から敬意を表するものであります。ということで、第一次産業振興策についての質問を終了します。

次に、3番目のペット対策についてということで質問させていただきます。

○議長（大西 智君） 大屋議員、労働力不足の対策については、どうなのですか。

○4番（大屋 治君） ごめんなさい。もう一つありました。

コロナ禍、そして少子化社会の大変な時代ですが、漁業及び農業の今年度取り組んでいる労働力不足の対策についてお伺いします。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸明弘君） 労働者不足対策についての農業の関係でございます。J Aとうや湖では、本年度より長期化した労働力不足対策といたしまして、従来からの外国人技能実習生から外国人労働者1号特定技能に移行してございます。農繁期は農家へ派遣し、農閑期はJ Aとうや湖の選別・選果施設作業を行って、対策を講じているところでございます。

本年度の状況でございますが、J Aとうや湖管内に30名程度の外国人労働者を受入れしてございます。うち洞爺湖町では、15名の方が農家への一定の派遣ですとか、ブロッコリーや長芋の収穫作業に当たってございます。J Aとうや湖管内では、そのほか、大根の選別作業、それから畜産農家への作業に当たっている状況でございます。また、J Aとうや湖の選別、選果施設作業では、人参やバレイショ、ブロッコリーなどの選果作業を行ってございまして、11月末日で作業は終了しているところでございます。

これまで労働力不足が懸念されたため、人材派遣会社を通じまして労働者の確保に努めておりましたが、人材の確保が大変難しい現状にありましたので、外国人労働者の受入れは、労働力不足対策に大変効果がある事業であると思っております。また、本年度より調査設計に取り組んでおります道営土地改良事業では、次世代の農業者をはじめ、多様な人材が活躍

し、スマート農業機械自動運転作業を活用した一層の省力化、効率化を図るためにより生産力と競争力を高め、持続可能な農業を展開するために、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 漁業に関する労働力不足の対策についてでございます。

漁業につきましては、旧来家族内漁業を営んでまいりましたけれども、ホタテ養殖業が確立され、生産量の増加とともに家族の高齢化が進み、人手が必要となり、家族内労働だけでは厳しい環境となってきたところでございます。これらにより、外国人労働者を雇い入れている漁家についても、現在コロナの影響や在留資格の改正等により確保が難しくなってきた状況でございます。

当町としては、今までにフォークリフトや全自動ホタテ耳吊り機、籠洗い機などの導入を支援しながら、少しでも労働力不足の解消になるよう、近代化を図ってきたところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解いたしました。これで本当に一次産業の振興策についての質問を終了いたします。

それで、2番目に移ります。ペット対策についてということで質問させていただきます。

2000年の有珠山噴火時、取り残されていた野良化した犬や猫のうち、犬は数年で減少し、現在に至っていると思います。一方、駅前周辺や洞爺湖温泉街、洞爺湖温泉から洞爺地区に向かう湖畔通りに、野良化した猫が現在も見受けられているようです。今年6月1日の改正動物保護法は、動物虐待の慣行が問題視されている悪徳業者を排除することを狙ったということでございますので、当町にはまず縁がないかなと思って安心しているところでございます。

少子高齢化社会にあって、犬、猫は飼い主とは切っても切り離せない、肉親以上に大切な家族になっています。避難しなければならない災害が発生した場合、当町においては飼われている猫の小動物も一緒に避難することになっています。郊外で使用されている犬猫はあまり問題にならないようですが、実際のところ、野良化した猫が頻繁に自宅の庭に来て排泄し、匂いがきついし、庭を荒らすのでほとんど困惑している、捕獲してよいやら、捕獲したら、それをどう処理したらよいものかと思案したり、野良なのか家猫なのか見分けがつかず、困惑している家庭があるのも事実です。実際のところ、昨年、自分も野良の子猫を3匹捕獲し、保護団体に処遇をお願いしたところ、個体の健康が保障されなければお引き受けできない旨、告げられました。捕獲してからワクチン接種と、けん便が正常なことを保護団体の指定動物病院から証明をもらうことになり、それを持って保護団体に引き取りを要請しなければなりません。自分の家の猫でないのに、捕獲してから保護団体に譲渡するまでの期

間、餌代、トイレ代、病院などの多額の費用負担が発生してしまいました。そこで、野良化した犬猫の取扱いについてお伺いします。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） ペット対策についてということで、野良化した犬猫の取扱いということで質問でございます。

まず、犬の取扱いにつきましては、狂犬病予防法に基づきまして、市町村への犬の登録、そして狂犬病に対する予防接種が義務となっております。また、町の条例、畜犬取締及び野犬掃とう条例及び施行規則により、係留しなければならないと定めてございます。首輪をしてなくて犬の登録がされてない場合など、もろもろの規定を満たしてない場合は、野良犬としてみなされることもございますけれども、当町では、飼い犬と思われる一時保護を除きまして、野良犬を捕獲したということとはしばらくの間ございません。

次に、猫の取扱いにつきましては、犬の狂犬病予防法のような所有者登録や予防接種などの義務規定があるわけではございません。動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護法と呼ばれるものですが、その法律に基づいて対応することになります。

当町にも、猫の相談や苦情がございますけれども、その多くは、野良猫に無秩序に餌をあげている方がいると、それによって猫が繁殖して、庭や花壇を荒らしていく、車を傷つける、猫の糞尿被害などで困っているという内容でございますけれども、猫は愛護動物に基づく動物ということで決められてございまして、法の目的である人と動物の共生の考え方から、どこの市町村でも捕獲ということはできないことになってございます。また、餌やり行為自体、これは決して悪いことではなく、違法ではございません。また、ただ問題があるのは、餌やりを含む不適切な飼養などによって、多くの猫が繁殖してしまっていて野良猫が増えていくこと、それが問題であるということは認識してございます。その餌やりの後の適正な飼育管理をしないで、ただかわいそうだというだけで猫の餌やりを行っている方は、占有者としてのちょっと自覚が希薄な場合がとて多い場合がございます。その意識を変えてもらうために、相談のあった自治会と協議させていただきながら、現在行っているものとしては、注意喚起の回覧などを周知しているというところございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解しました。本当に、今、課長のほうから説明ありましたように、犬については、ほとんど野良化した犬は見受けられなくなりましたので、非常にいいことだなと思います。ただ、猫につきましては、先ほど言いましたように、首輪もしてない、けれども、野良なのか家猫なのか分からなくて、庭に迷い込んでというか、庭に来てしゃちゅう排泄していくということで、また庭を荒していくということで困ってしまっている人については、どのように考えていけばいいのでしょうか。回覧だけで猫の管理飼養について、回覧だけで済むことができるのでしょうか。ちょっとその辺についてお伺いしたいと思いません。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 今、議員からおっしゃられました、確かに町といたしましては、飼い主を調べる制度がないです。現行法上、所有権に関する規定がありません。野良猫につきましては、飼い主がいる猫、そして飼い主がいない猫の2パターンが存在してございます。もし飼い主のいる猫が住民により持ち込まれまして、役場が第三者に譲渡してしまったという場合には、特に所有権の問題が生じるおそれがあるということから、基本的には町で引き取りはしていないということになります。そして、野良猫自体は、自然界の中で生きているものでございまして、捕獲などを行った場合は、動物愛護法の観点から、その保護された方が責任をもって対応していただくということが原則になってございます。また、猫が周囲に迷惑かけているとか、排泄や臭いの問題もございませけれども、その場合であっても、保護された方が責任を持っていただくという形でございます。

ただ、そうしたら捕獲しなければどうなのだという話になってくるのですけれども、その場合の対策としまして、捕獲するのではなくて、猫が嫌がる匂いをまいて、スーパーなどで販売されている忌避剤など、その他効果があるということは断言ちょっとできませんけれども、柑橘類やハーブなどの匂い、猫が嫌いなものをまいていただくなど、猫がその場所が居心地が悪いということを猫に植えつけさせるといいますか、そういう対策などをしていただく必要があるのかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解いたしました。

次に移ります。他の自治体では、人やペットが共生していくための基本的なルールを示し、様々な考えを持つ人がいる社会において一定の共通認識、共通理解を持ってもらうことを目指すなどの適正飼養用ガイドラインを定め、野良猫等に去勢手術、または避妊手術を行うことにより、不幸な猫などを減らし、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、もって公衆衛生の向上及び市町民生活の安全を図るため、去勢や避妊手術に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付すると定めた保護、愛護に関する条例、規則を遠軽町や箱根町ばかりでなく、全国のたくさんの自治体で定めています。当町も飼育管理の明確化を図らなければならないと存じます。先ほど、課長のほうから説明がありましたけれども、さらに当町におけるペット保護、愛護及び管理の指針をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 管理の指針ということのご質問でございます。

当町の管理の指針ということで、町での動物愛護の基本的な方針や条例の話と、もしくは、ガイドラインのことと推測されますけれども、当町と考え方としましては、先ほど犬についた狂犬病の関係から、野犬の人的被害の防止のための野犬掃討が必要であることから、全国的に条例は制定されて、当町も先ほどご答弁させていただいたように制定していると。ただ、猫に関する条例やガイドラインとなりますと、制定している他市町村の条例、先ほど議員か

らも遠軽町というお話はございましたけれども、それも拝見させていただいたところがございます。その中で、猫の飼い主に対しての、うたっていることは、猫の飼い主に対しての努力規定、例えば飼い主は、室内で飼育するように努めなくてはならない。また、飼養する猫を一時的に放し飼いにする場合は、繁殖することを防止するため不妊措置を講じるよう努めなければならないと。など、あくまでもちょっと努力義務規定ということになってございます。基本、飼い猫に関する内容がほとんどで、実は強制力も乏しく、これらの内容につきましては、現行の動物愛護法の中にもある程度網羅できるというふうにご覧いただけますので、町独自としての指針や猫に特化したちょっと条例の制定については、現在考えていないということでございます。道内では6市町村ほど条例定めてますけれども、その辺も全部確認したような感じで中を拝見しますと、やはり飼い猫に対する努力規定、当然努力規定となると、罰則規定というのはちょっと設けられませんので、その辺も鑑みまして、当町では、今の現行の動物愛護法の法律内で対応できると、そのように踏まえてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 道内においては、広い庭なり、畑なり、猫が本来の姿として、ペットとして飼うのは飼われていることなのでしょうけれども、今、ネズミだとか、そういったものがだんだん家の周りから少なくなっているふうに見えます。そういう中で、どうしても家では飼えないというか飼ってないというか、家に拘束しないで野放しにしている人たちがいる中で、その野良猫化してしまった、野良化してしまった猫に対する去勢や避妊手術の一定程度の限度の中で助成していくという町村がほかのところにはあるのです。北海道の場合は、広い大地の中で育っているからそういうことはないのでしょうけれども、町場の猫につきましては、方策を立てる、また条例化しているところもありますけれども、当町として、今後、そういったものを進めるあれはないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 不妊去勢手術の費用的な支援のお話だというふうに思います。

基本、飼い猫は、動物愛護法によって、みだりに繁殖して、適正に飼養することが困難にならないよう、適切な処置に努めなければならないというふうにも定められてございます。そのため、飼い猫に対する不妊去勢手術の補助や支援は、動物を飼っていない方との公平性の観点から難しいのかなと、そのように考えてございます。また、飼い猫でなく、野良猫に対する補助についてどうかということになりますと、補助を行っている他市町村の事例もありますけれども、当然、かかった経費の全額を補助する市町はどこもありませんので、保護された方の費用の持ち出しは必ず生じてきます。また、不妊去勢手術をしても、その猫の里親など新たな所有者が見つければよいと思われましても、今後も買い手が見つからない場合、その手術を行った後、結局元の場所に戻すことになる。その猫を地域の、地域猫活動と言いまして、その辺の地域住民の合意を得て管理していただくという状況でなければ、また新たな猫が生まれなくても、その猫が生命を全うするまでの長い間、臭いの問題や

排泄の問題などの問題もずっと残ってきますことから、費用の支援は難しいかなと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○4番（大屋 治君） 了解いたしました。そういった費用負担につきましては、非常に困難な、いろいろな社会情勢だとか、あと猫の嫌いな人もいます。猫を見ただけでも虫ずが走るというか、猫アレルギーになっている方もいらっしゃいますので、あまり猫を優遇するようなことはできないかもしれませんが、せつかくペットとして飼われた猫、それに子猫だとか、そういうものに対しては、やはりもっともっと、そういった不幸な猫をつくらないために、前向きな形で取り組んでいただきたいと思います。予算の関係もあるでしょうから、今後とも検討していただきたいというのは、私の率直な気持ちであります。

以上で、私の3点の質問につきまして、終了させていただきます。先ほど、大事な質問の中で、飛ばしてしまったこと、陳謝いたします。本日ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、4番、大屋議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時58分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員